

**第2次
糸島市
中小企業
振興基本計画** 

令和8年4月

はじめに

本市の経済発展の礎であり、その持続的な原動力となっているのは、市内事業所の大多数を占める中小企業の皆様です。雇用の創出や労働者所得の確保、市民生活の向上、地域コミュニティの重要な担い手、そして災害時の対応など、本市のまちづくりにおいて極めて重要な役割を担っていただいております。

本市では、中小企業の皆様の活力を最大限に引き出し、地域に根差した企業の創出・育成、次世代への継承、そして市民が仕事に生きがいを感じ、人生を豊かに送れる持続可能なまちの実現を目指し、令和2年(2020年)12月に「糸島市中小企業振興基本条例」を制定いたしました。

この条例の目的・理念・施策を推進するため、「糸島市中小企業振興基本計画」を策定し、第2次糸島市長期総合計画のまちの将来像『人とまちの魅力が輝く豊かさ実感都市 いとしま』の実現に向け、まちづくりの“質”を高め、市民の皆様が安心して住み続けたいと実感できる街づくりを目指し、中小企業者、支援団体、金融機関、教育機関、大学等研究機関、市民の皆様と一丸となって取り組んでまいりました。

しかしながら、近年、社会経済情勢は激変しております。地政学的リスクによる物価・エネルギー・原材料費の高騰は、中小企業の経営を圧迫し、厳しい事業環境をもたらしています。また、少子高齢化に伴う労働人口の減少も、持続的な事業活動の喫緊の課題として深刻さを増しております。

このような中、中小企業が困難を乗り越え、さらなる発展を遂げるため現行計画を検証し、社会情勢や環境変化を見極め、乗り越えるべき課題を深く認識した上で、その対策を効果的に講じるため、「第2次糸島市中小企業振興基本計画」を策定いたしました。

本計画は、中小企業の持続可能な経営を支える指針であると同時に、これからの困難な時代を、市民・行政が知恵と力を合わせ、地域経済全体で克服していくという、本市の揺るぎない決意を込めたものです。

この計画の下、糸島市の中小企業がさらなる発展を遂げ、市民の皆様が豊かさを実感できるまちづくりを実現できるよう、皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり、熱心なご議論を賜りました中小企業振興審議会委員の皆様、また、貴重なご意見をいただきました関係者の皆様に、心より厚く御礼申し上げます。

令和8年4月

糸島市長 月形 祐二

【目次】

第1章 計画の基本的な考え方	2
1. 計画の目的	
2. 計画の位置づけ	
3. 計画の期間	
4. 中小企業の定義	
第2章 中小企業振興の方向性	4
1. 糸島市中小企業振興基本条例の概要	
2. 持続可能な開発目標（SDGs）との関連	
3. 目指すべき将来像	
第3章 中小企業の現状と課題	6
1. 中小企業を取り巻く環境	
2. 糸島市の中小企業の現状	
第4章 施策の展開	13
1. 経営基盤の強化、経営の革新及び持続的な発展に関する施策	
2. 人材の確保及び育成並びに労働環境の整備に関する施策	
3. 創業及び事業承継に関する施策	
4. 災害等緊急時の事業継続及び回復に関する施策	
5. 中小企業間及び産業間の連携による経済循環に関する施策	
第5章 計画推進に向けて	23
1. 計画の進め方	
資料編	24
糸島市中小企業振興基本条例	
糸島市中小企業振興審議会規則	
糸島市中小企業振興審議会委員名簿	
前計画（第1次）事業の実施状況	
中小企業実態調査アンケート結果（概要版）	

第1章 計画の基本的な考え方

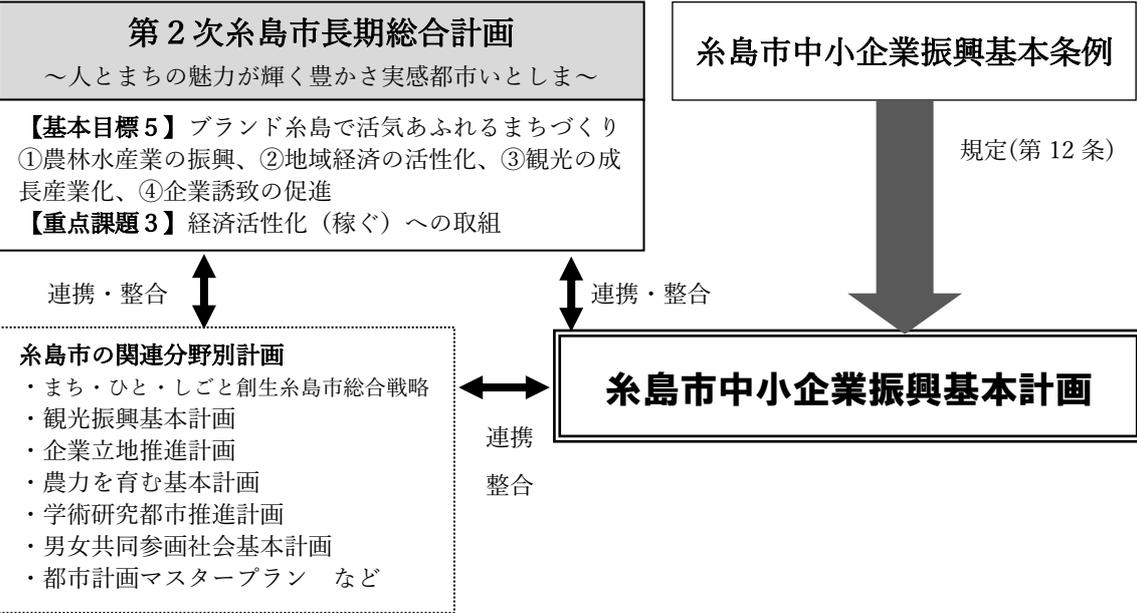
1. 計画の目的

糸島市では、中小企業が本市の経済及びまちづくりにおいて重要な役割を果たしていることから、中小企業の振興を、中小企業者の自主的な努力を基本としつつも、市や中小企業支援団体、教育機関、市民が、それぞれの立場で一丸となって取り組むことで、本市経済の健全な発展及び市民生活の向上を図ることを目的として、2020（令和2）年12月に、中小企業振興に関する基本理念などを定めた糸島市中小企業振興基本条例を施行しました。

この条例に基づき、中小企業振興に関する施策や目標値を示した「糸島市中小企業振興基本計画」を策定し、市内中小企業の振興を総合的かつ計画的に推進します。

2. 計画の位置づけ

本計画は、糸島市中小企業振興基本条例に基づき、中小企業振興の具体的な施策を示すものです。また、市政運営の最上位計画である第2次糸島市長期総合計画に基づく中小企業分野の個別計画と位置付け、第2次糸島市長期総合計画の重点課題3「経済活性化（稼ぐ）への取組」や基本目標5「ブランド糸島で活気あふれるまちづくり」に係る施策において、本計画と連携して実施します。また、他の関連する分野別計画とも、連携・整合を図り、中小企業の振興を推進します。



3. 計画の期間

本計画の期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

ただし、中小企業を取り巻く社会情勢や環境の変化を踏まえて、必要に応じて計画を見直していくものとします。

4. 中小企業の定義

本計画において、「中小企業者」及び「小規模企業者」とは、中小企業基本法第2条第1項及び第5項の規定により下記の範囲とします。

業種	中小企業者 (下記のいずれかを満たすこと)		うち小規模企業者
	資本金	常時従業員数	常時従業員数
製造業、建設業、 運輸業、その他の業種	3億円以下	300人以下	20人以下
卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下	5人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下	5人以下

第2章 中小企業振興の方向性

1. 糸島市中小企業振興基本条例の概要

糸島市中小企業振興基本条例では、中小企業の振興に関する「基本理念」を明らかにするとともに、「中小企業の振興に関する施策」、「市の責務、中小企業者等の努力及び市民の理解と協力」等について具体的に示しています。

基本理念 中小企業の振興にあたっての4つの基本的な考え方

- ① 中小企業者自ら経営の改善及び向上に努める
- ② 本市の地域特性を生かした施策により推進する
- ③ 関係機関との相互連携と市民の協力を基本として推進する
- ④ 経営基盤が弱い小規模企業者に配慮して推進する

基本施策 中小企業の振興にあたっての5つの柱

- ① 経営基盤の強化、経営の革新及び持続的な発展に関する施策
- ② 人材の確保及び育成並びに労働環境の整備に関する施策
- ③ 創業及び事業承継に関する施策
- ④ 災害等緊急時の事業継続及び回復に関する施策
- ⑤ 中小企業間及び産業間の連携による経済循環に関する施策

2. 持続可能な開発目標（SDGs）との関連

2015年（平成27年）の国連サミットで、「持続可能な開発目標（SDGs）」が採択されました。SDGsとは、持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標です。2030年を達成年限とし、17のゴールと169のターゲットから構成されています。

本計画においても、持続可能な社会の実現に向けて、SDGsの目標を意識しながら、中小企業振興施策を展開していきます。

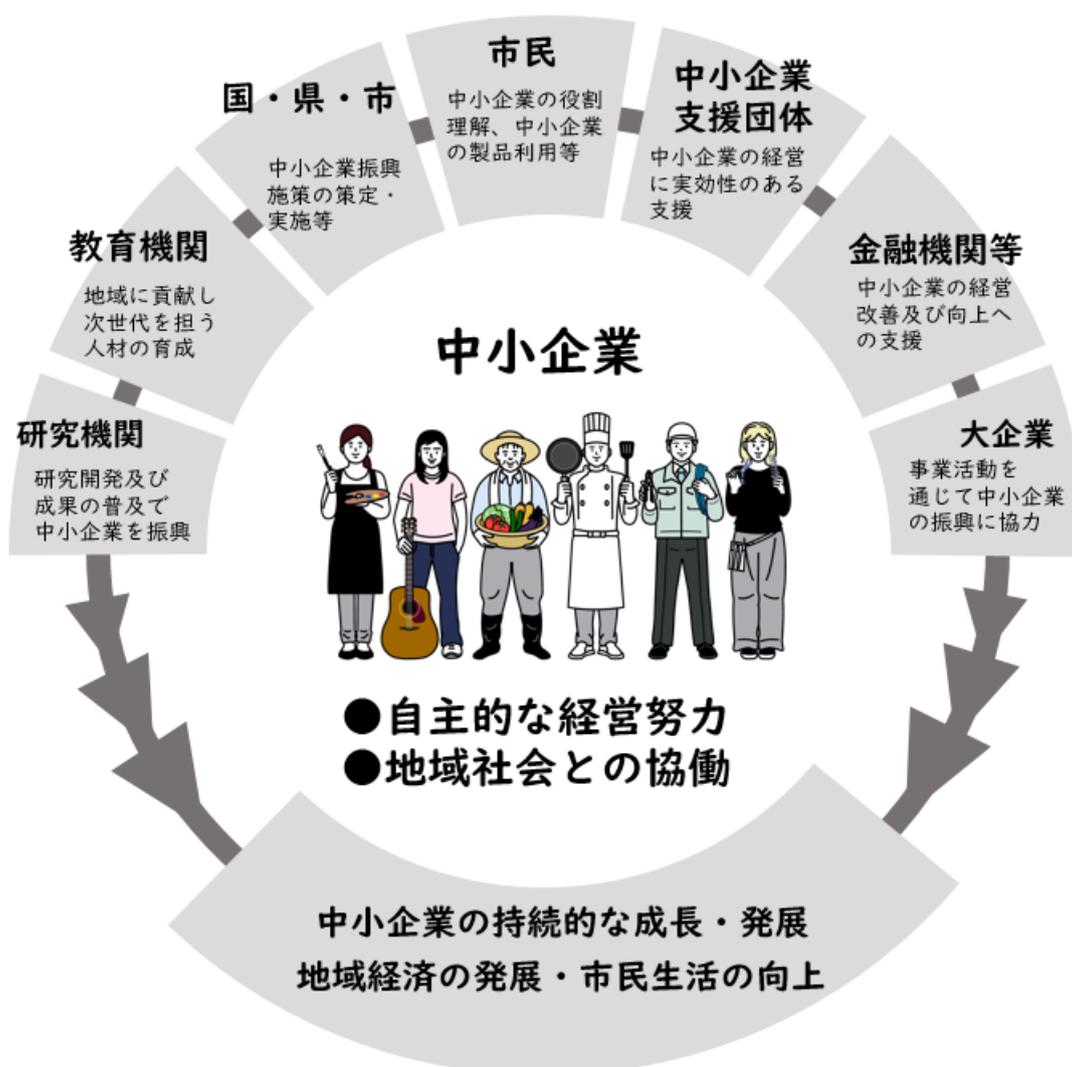
【SDGs 17のゴール】



3. 目指すべき将来像

みんなで作る中小企業が元気なまち

市内中小企業者は、自らが糸島市の経済を担い、地域を支え、地域にとって不可欠な存在であることの自覚と誇りを持ち、自主的な経営努力のもと、自社の利益追求のみにとどまらず、地域社会の持続的な発展を目指します。また、中小企業者、国、県、市、中小企業支援団体、金融機関等、教育機関、大学等研究機関及び大企業者の相互連携と市民の協力により、地域が一丸となり中小企業を支援し、地域経済の発展と市民生活の向上を目指します。



第3章 中小企業の現状と課題

1. 中小企業を取り巻く環境

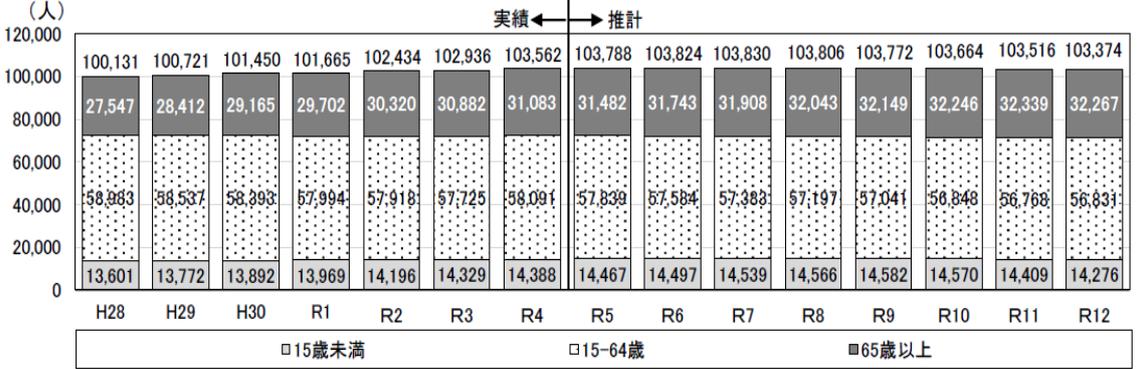
本市を含む中小企業を取り巻く環境は、人口減少や人手不足、原材料価格や人件費上昇によるコスト増など厳しさを増しています。一方で、デジタル化や脱炭素の進展は新たな事業機会を生み出す契機ともなります。持続的な発展のためには、生産性や経営力向上への取組に加え、地域内外との連携や支援策の活用を図りつつ、変化に対応できる経営基盤の強化が求められています。

2. 糸島市の中小企業の現状

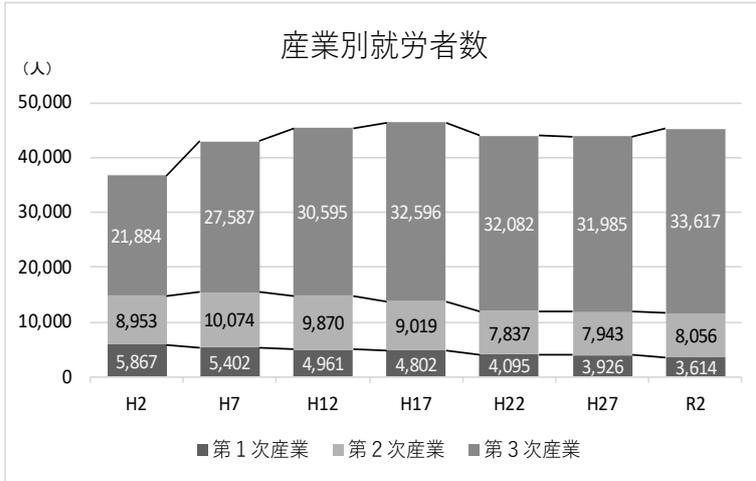
(1) 年齢3区分から見た人口の推移

産業を担う生産年齢人口が減少

生産年齢（15～64歳）人口は減少傾向、高齢者（65歳以上）人口は令和11年までは増加するものの、その後減少に転じ、年少（15歳未満）人口は令和9年までは増加するものの、その後、減少に転じる見込みです。



資料：第2次糸島市長期総合計画後期基本計画



(2) 産業別就労者数

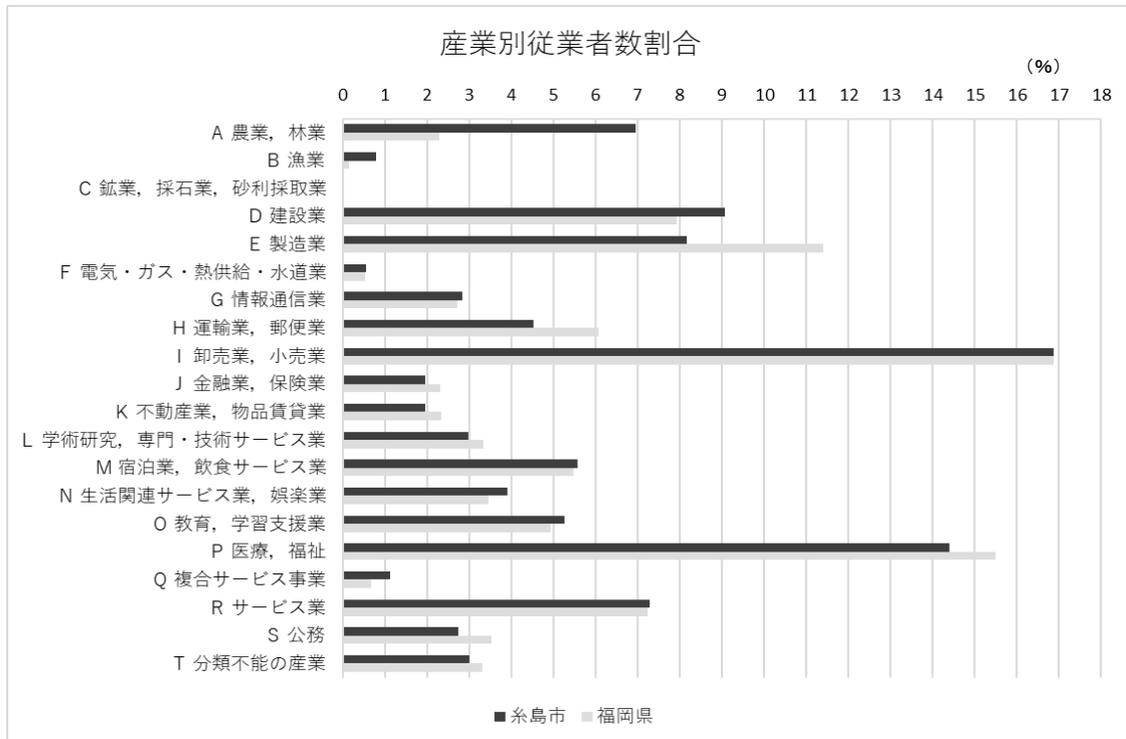
1次産業就労者が減少

就労者総数は、近年横ばい傾向です。就労者数の約74%を第3次産業が占めています。第2次産業(約18%)と第1次産業(約8%)の就労者は減少しています。

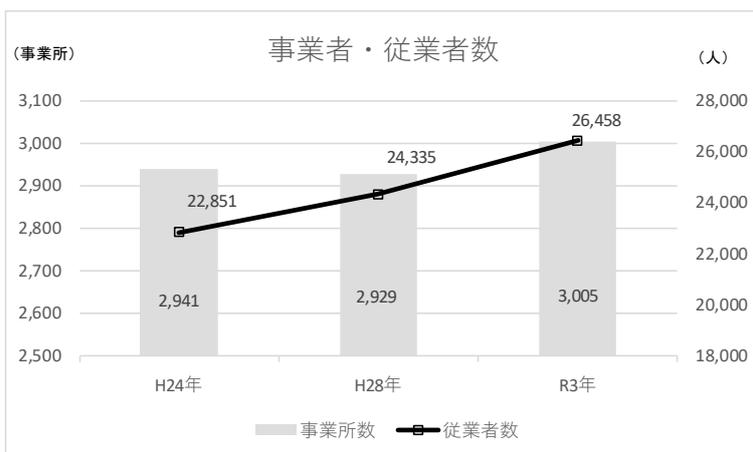
(3) 産業別従業者数割合

県平均と比べ、農林漁業従事者が多く、製造業従事者が少ない

日本標準産業分類の大分類別で見ると、市・県ともに、卸売業、小売業(16.9%)や医療、福祉(市14.4%、県15.5%)の割合が高いです。また、県との比較では、農業、林業(市7.0%、県2.3%)や漁業(市0.8%、県0.1%)の割合等が高く、製造業(市8.2%、県11.4%)の割合が低くなっています。



資料：国勢調査 (R2年)

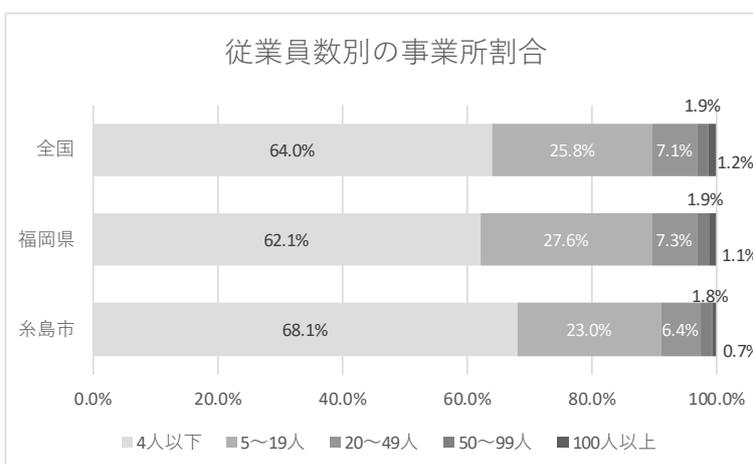


資料：経済センサス活動調査

(4) 事業所・従業者数

事業所・従業者数は増加傾向

事業所数・従業者数ともに増加傾向です。平成24年と令和3年の比較では、従業者数が15.8%増加しています。

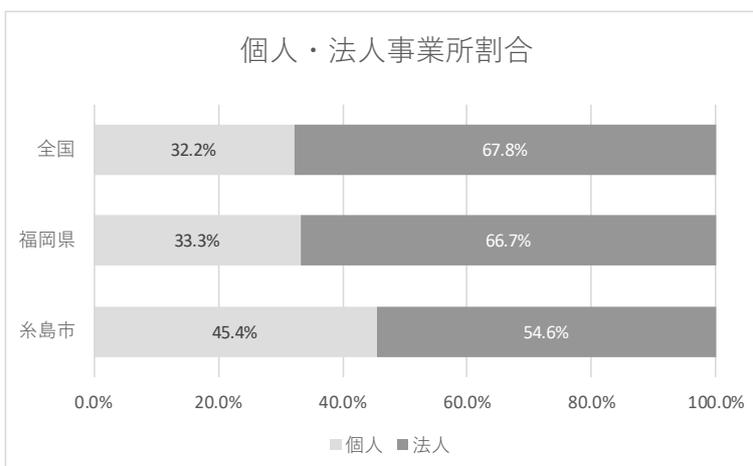


資料：経済センサス活動調査 (R3年)

(5) 従業者数別の事業所割合

小規模な事業者の割合が、県平均よりも高い

市内の従業者数4人以下の事業所は全体の68.1%、19人以下の事業所までを含めると91.1%です。なお、県では4人以下が62.1%、19人以下が89.6%で、糸島市は小規模な事業者の割合が高いです。



資料：経済センサス活動調査 (R3年)

(6) 個人・法人別事業所割合

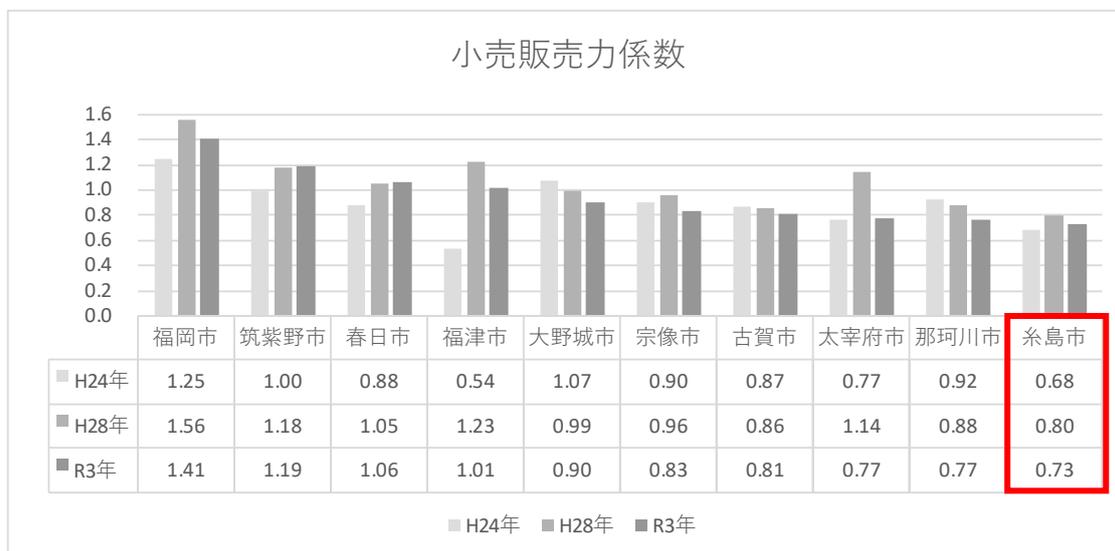
個人事業主の割合が、県平均よりも高い

市内事業所の内訳は、個人が45.4%、法人が54.6%です。なお、県の割合は、個人が33.3%、法人が66.7%、国が個人32.2%、法人が67.8%であり糸島市は個人の割合が高いです。

(7) 小売販売力係数

市外からの買い物流入より、市民の市外での買い物流出が多い

福岡都市圏内 10 市の令和 3 年の小売販売力係数は、福岡市が最も高い 1.41 で、1.00 を上回るのは 4 市です。糸島市は 0.73 で、消費者が市外に流出している状況です。



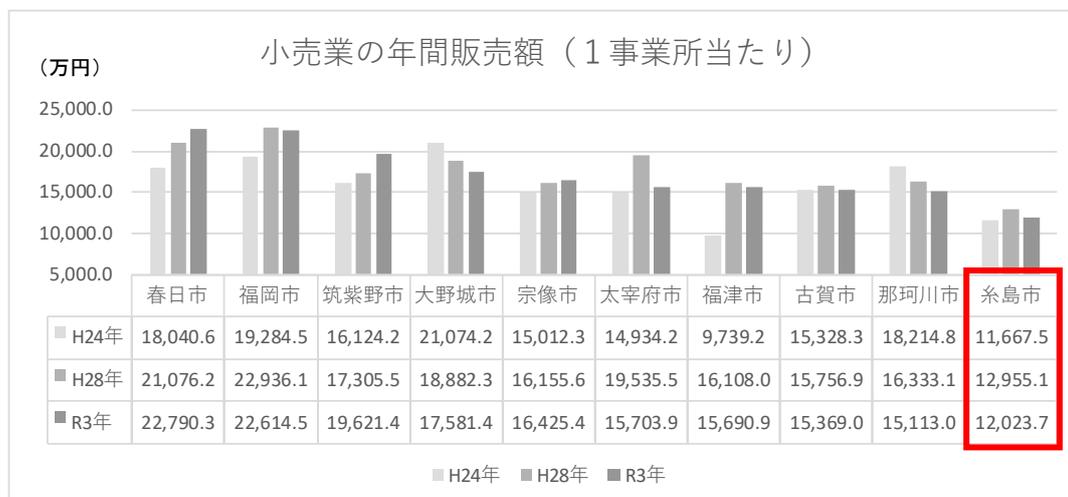
資料：人口は国勢調査、販売額は経済センサス活動調査

※小売販売力係数 = (市の販売額 ÷ 市の人口) ÷ (県の販売額 ÷ 県の人口)。1.00 を上回れば、他地域から消費者が来ていることを示し、下回れば他地域に消費者が流出していることになる。

(8) 小売業の年間販売額

年間販売額が小さな事業所が多い

福岡都市圏内 10 市の令和 3 年の 1 事業所当たりの販売額は本市が最下位となっており、平均的に見ると年間販売額が小さな事業所が多いことが分かります。



資料：経済センサス活動調査

(9) 製造品出荷額等

都市圏内では比較的規模が大きい事業所が多い

福岡都市圏内 10 市の令和 6 年の製造業出荷額の現状を比較すると、本市は、1 事業所当たりの年間出荷額は 10 市中 4 番目となっています。しかし、県平均は 192,905 万円であり、県内で比較するとまだ平均に満たない状況です。

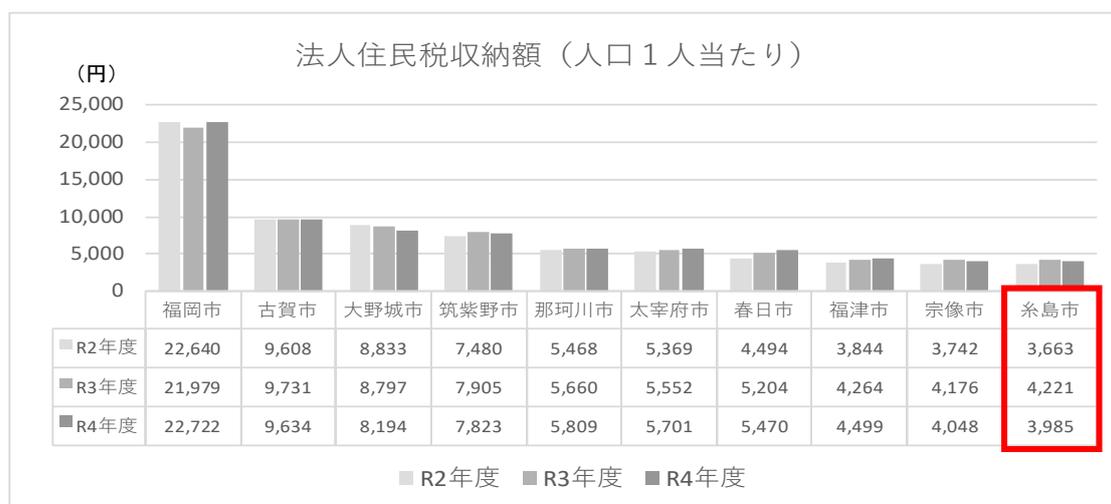


資料：経済構造実態調査 製造業事業所調査

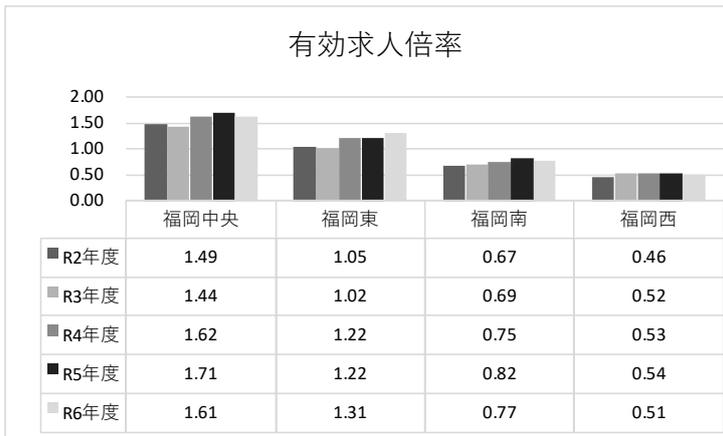
(10) 法人市民税収納額（人口 1 人当たり）

福岡都市圏内 10 市で最も少ない

法人市民税は、市内に事務所などがある法人等に課税されます。毎年度変動しますが、令和 4 年度の糸島市の法人市民税（人口 1 人当たり）は、福岡都市圏内 10 市で最も少なくなっています。



資料：数字でみる福岡都市圏のすがた 2023～2025



資料：職業安定業務年報（福岡労働局）

※有効求人倍率は、求職者1人につき何件の求人があるかを表す指標です。値が大きいと職を探しやすく、値が小さいと職を探しにくくなります。

(11) 有効求人・求職者状況

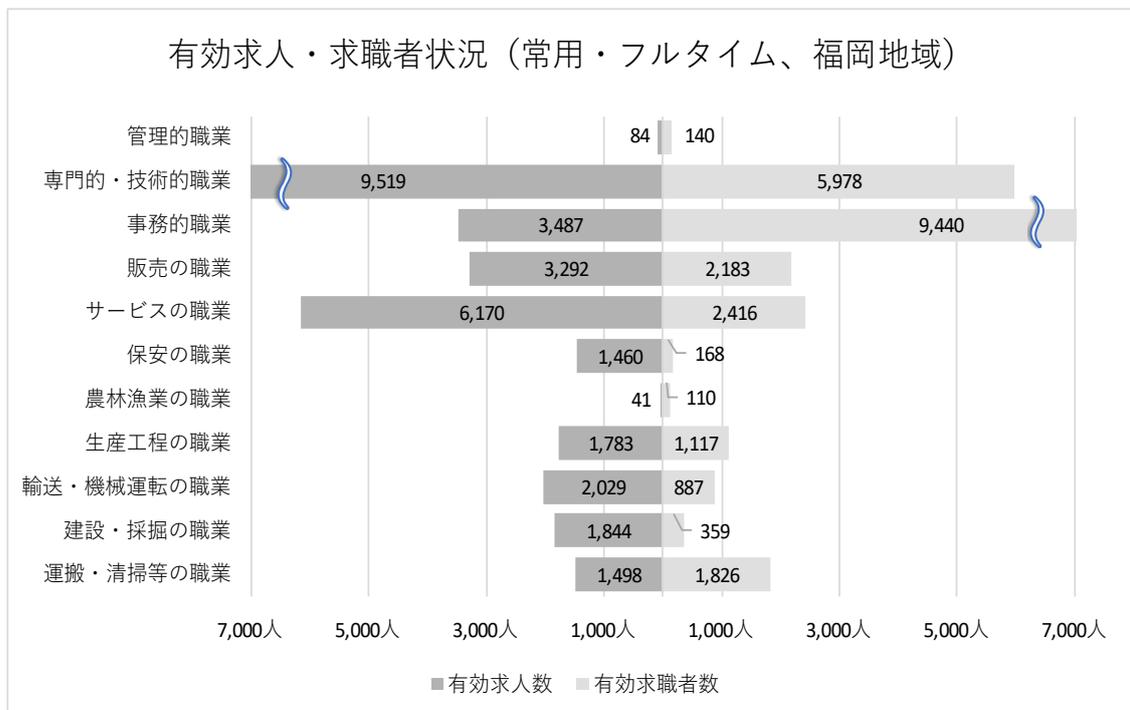
有効求人倍率が低く職が探しにくい

糸島市を管轄する福岡西公共職業安定所の令和6年度の有効求人倍率は0.51倍で、福岡都市圏内の公共職業安定所（福岡中央・福岡東・福岡南・福岡西）の中で最も職が探しにくい状況です。

(12) 有効求人・求職者状況

求人と求職者の職業にミスマッチが生じている

糸島市を含む福岡都市圏内の公共職業安定所管内で、令和7年3月において事務的職業を探している人は9,440人ですが、募集人数は3,487人です。一方、介護サービスや飲食物調理などを含むサービスの職業を募集している人数は6,170人ですが、探している人は2,416人です。このように、職業によりミスマッチが生じています。



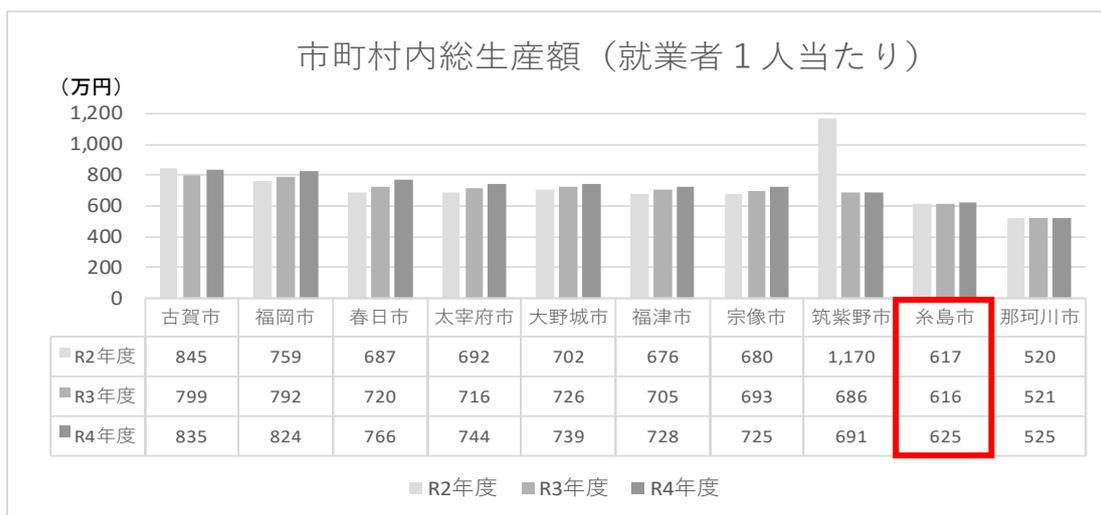
資料：福岡労働局公表資料（R7年3月分）

ハローワーク福岡中央、福岡東、福岡南、福岡西の合計数

(13) 市町村内総生産額

一次産業が多い、付加価値の高い産業が少ない

市内総生産額とは、市内にある事業所の生産活動によって生み出された生産物の総額（産出額）から中間投入額（原材料費や帰属利子等）を除いたもの。令和4年度の糸島市は、福岡都市圏10市中9位の625万円です。

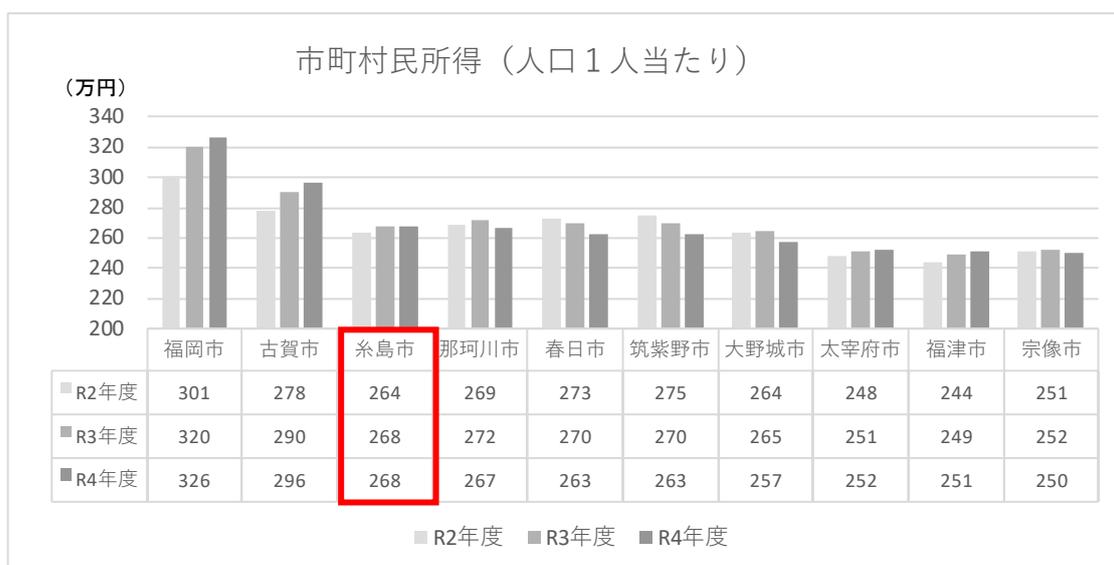


資料：数字でみる福岡都市圏のすがた 2025

(14) 市町村民所得

一次産業が多く単純労働型が中心で、賃金が高い事業所などが少ない

市町村民所得は労働の対価として分配される雇用者報酬、資産運用等による財産所得、企業利益等による企業所得の合計から算出したもの。福岡市と古賀市を除くと大きな差はないものの、福岡県の平均281万円には届いていません。



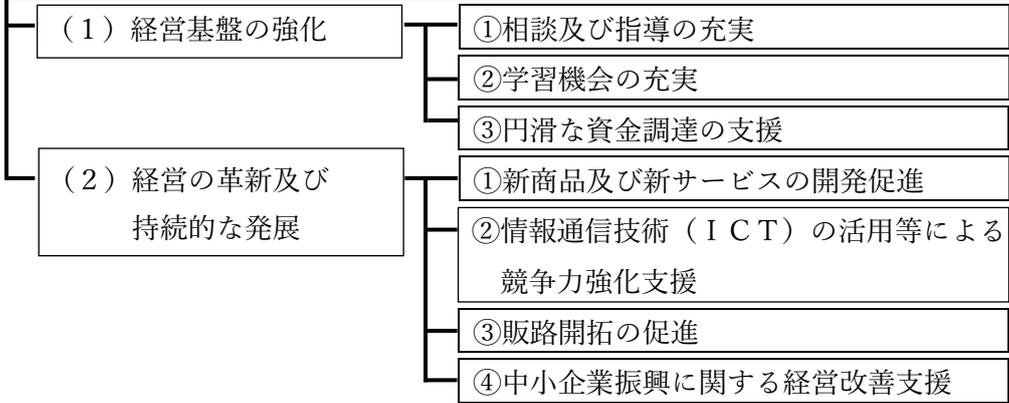
資料：数字でみる福岡都市圏のすがた 2025

第4章 施策の展開

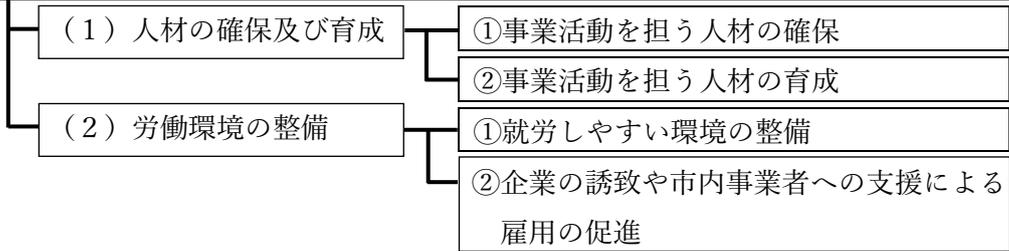
中小企業者の自主的な努力を基本としつつ、糸島市中小企業振興基本条例に掲げる5つの基本施策を柱に、19の施策に取り組みます。

●施策の体系

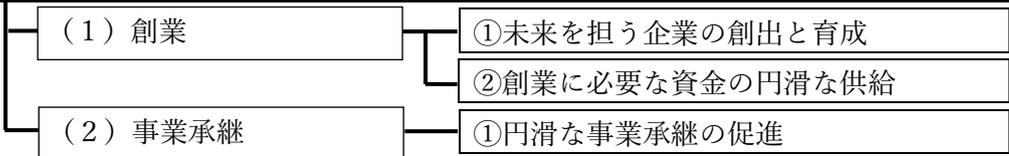
1. 経営基盤の強化、経営の革新及び持続的な発展に関する施策



2. 人材の確保及び育成並びに労働環境の整備に関する施策



3. 創業及び事業承継に関する施策



4. 災害等緊急時の事業継続及び回復に関する施策



5. 中小企業間及び産業間の連携による経済循環に関する施策



1. 経営基盤の強化、経営の革新及び持続的な発展に関する施策

1-(1) 経営基盤の強化

【現状と課題】

令和7年度に実施した中小企業者実態調査アンケート（以下「R7 アンケート」という。）によると、企業理念を掲げていない事業者が57.5%、経営ビジョンがない事業者が72.1%、事業計画がない事業者が68.1%となっており、多くの事業者が具体的な目標や計画を有さず、または社員と共有せずに事業活動を行っていることが考えられます。

近年、エネルギー価格や原材料価格の上昇、物流コスト増などで物価の高騰が続いており、それに伴い、中小企業では仕入れ価格や光熱費のコスト増が経営を圧迫しています。

また、一般的に自己資本比率が低く、借入依存度が高いため、景気後退や災害発生時に資金繰りが逼迫しやすい、また、利益率が低く、内部留保による投資余力が乏しいといった課題を抱えた中小企業が多く、経営基盤の強化が必須です。

【取組の方向性】

経営に係る改善支援（経営改善計画の策定、巡回指導等）の充実を図ります。

融資だけでなく、ほかの資金調達方法（補助金、クラウドファンディング、資本性資金等）の活用を促進します。

【主な取組】

①相談及び指導の充実

- ・経営相談窓口の開設
- ・市内中小企業の経営に係る巡回指導の実施
- ・各種情報発信

②学習機会の充実

- ・経営指針書策定セミナー等の開催
- ・経営指導員による指導や専門家派遣

③円滑な資金調達の支援

- ・補助金・助成金等の情報提供
- ・県中小企業融資のあっせん等円滑な資金調達支援
- ・利子補給助成事業の実施
- ・クラウドファンディングなど新たな財源確保のための導入支援
- ・物価高騰に対する支援

【主な連携・支援機関】

国、県、市、中小企業支援団体、金融機関等

1-(2) 経営の革新及び持続的な発展

【現状と課題】

人口減少や少子高齢化の進行により市場規模が縮小する中、中小企業においては、十分な経営戦略の構築がなされていない場合が見受けられ、デジタル化や脱炭素化など、急速に変化する外部環境への対応が遅れがちです。

また、地域経済の持続的な発展のためには、人材の確保・育成が不可欠であり、持続的な賃金引上げや雇用環境の改善が喫緊の課題です。こうした中で、企業間の競争力を維持・強化するためには、経営革新の推進が求められています。

しかしながら、業務改善やデジタルトランスフォーメーション（DX）の推進に向けた体制やノウハウの整備が十分とは言えず、これらの取組を支援する環境づくりが今後の重要な課題となっています。

【取組の方向性】

新商品及び新サービスの開発や販路開拓など、新たな事業活動が行えるよう支援します。デジタル化・DXの推進、経営支援インフラの強化などに取り組みます。

【主な取組】

①新商品及び新サービスの開発促進

- ・新たな設備導入、開発に係る費用への助成
- ・6次産業化など商品開発、ブランディングに対する支援
- ・経営革新のための講座の開催

②情報通信技術（ICT）の活用等による競争力強化支援

- ・設備導入に係る計画書策定指導や税制支援
- ・ICT化やDX化などの地域の専門家派遣
- ・国、県などの制度利用者への支援

③販路開拓の促進

- ・展示販売会・商談会への参加促進
- ・ふるさと応援寄附返礼品出品・活用セミナーの開催

④中小企業振興に関する経営改善支援

- ・中小企業者に対する意識啓発
- ・賃金労働条件の改善支援
- ・地域に根差した支援人材（中小企業診断士等）の活用強化

【主な連携・支援機関】

国、県、市、中小企業支援団体、金融機関等

【成果指標】

項目	基準値(R6)	目標値(R12)
経営革新計画承認事業者数	7件	14件
専門家を活用して獲得した補助金額	112万1千円	1,175万円
市内中小企業等が事業性を有するプロジェクト（新商品開発、販路拡大、新事業等）にクラウドファンディングを活用した件数	4件	10件

2. 人材の確保及び育成並びに労働環境の整備に関する施策

2-(1) 人材の確保及び育成

【現状と課題】

市内商工業者のおよそ9割が従業員数19人以下の小規模事業者です。急な従業員の欠勤等による人手不足が原因で一時的に営業停止を余儀なくされるケースもあります。

また、R7 アンケートによると、不足している人材として営業（21.3%）や販売・接客（13.3%）、生産・製造（13.3%）のほか、専門・技術（12.6%）分野と回答している事業者も多くありました。専門人材（IT、財務、マーケティング等）の確保が困難で、事業拡大や新規事業展開が難しい状況も多くあると考えられます。

【取組の方向性】

若手人材や専門人材の確保・定着を図るための支援体制の強化やスポットワークや副業プロ人材の活用を促進します。

市内中学校で実施する起業家教育などにより、これからの時代を生きていくために必要なチャレンジ精神、創造性、探究心、プレゼンテーション力・コミュニケーション力等を育成します。

【主な取組】

①事業活動を担う人材の確保

- ・就職面談会の実施
- ・ふるさとハローワークの共同運営
- ・糸島しごとさがしの運営
- ・人材確保に関するセミナーの開催
- ・スポットワーク人材の活用促進
- ・副業プロ人材の活用促進

②事業活動を担う人材の育成

- ・キャリアパスポートの活用や起業家教育などキャリア教育の充実
- ・従業員のスキルアップやリスキリングに対する支援
- ・高校生向けの「仕事の紹介」講演会の実施

【主な連携・支援機関】

国、県、市、中小企業支援団体、教育機関、大学等研究機関、金融機関等

2-(2) 労働環境の整備

【現状と課題】

R7 アンケートによると、市内事業者のうち従業員が 10 人未満の割合は 77%でした。

労働基準法においては、常時 10 人未満の従業員を雇用する事業者について、労働基準監督署への就業規則の届出義務が課せられていません。そのため、この規模の事業者は、就業規則や人事評価制度が定められていない、または整備が十分でない場合が多い傾向にあります。

これにより、評価制度の透明性の確保や、ワーク・ライフ・バランスの実現が課題となり、結果として従業員の意欲やモチベーションの向上につながりにくいことが考えられます。

また、女性、高齢者、障がい者、外国人など、多様な人材の雇用・定着により人材の確保を進めることが今後はより必要になりますが、そのためにはそれぞれに合った労働環境の整備が重要になります。

地元の雇用機会や労働条件が限られている中、労働環境の整備が進んだ企業を誘致することで、地域内の既存事業者の人事制度の透明化や、ワーク・ライフ・バランスの推進を促し、地域全体の労働環境の向上につなげていく必要があります。

【取組の方向性】

中小企業における多様な人材の確保・定着、働きやすい職場環境づくりを推進します。併せて誘致企業を支援することで、雇用の促進及び産業の活性化を図ります。

【主な取組】

①就労しやすい環境の整備

- ・多様な働き方に関する講座の開催
- ・各種情報発信（補助金や助成金等含む）
- ・事業者が行う健康づくりの支援（働く世代の健康チャレンジ事業・コラボ健診）
- ・従業員表彰の実施

②企業の誘致や市内事業者への支援による雇用の促進

- ・企業立地推進計画に基づく企業への税制支援及び雇用奨励金による支援
- ・市内事業者の地元雇用の促進

【主な連携・支援機関】

国、県、市、中小企業支援団体、金融機関等

【成果指標】

項目	基準値(R6)	目標値(R12)
有効求人倍率（福岡西）	0.51 倍	0.64 倍
誘致した企業の従業員数（H22～R12の累計）	1,338 人	1,940 人
スポットワーク求人を掲載し、マッチング後、勤務に至った人数	1,565 人	1,722 人

3. 創業及び事業承継に関する施策

3-(1) 創業

【現状と課題】

市内で創業し、新たに事業を経営するためには、会計、販路、法務等の知識が必要であり、知識不足が創業後の経営に対し障壁となるケースがあります。

また、創業後も経営の孤立や課題を相談できるネットワークが不足していることが、軌道に乗る前の廃業リスクを高める要因となることが考えられます。

【取組の方向性】

情報提供・伴走支援の充実や資金調達支援の多様化に対応できるようにするなど、創業しやすい、また、創業後も継続しやすい環境づくりの整備を図ります。

【主な取組】

①未来を担う企業の創出と育成

- ・ワンストップ創業相談窓口の設置
- ・創業塾など創業のための講座の開催
- ・創業機運醸成セミナーの開催
- ・創業者のネットワークづくりへの支援
- ・まちなか未利用スペースの利用促進

②創業に必要な資金の円滑な供給

- ・創業円滑化のための支援（補助金、利子補給等）
- ・クラウドファンディングなど新たな財源の確保のための支援
- ・創業証明書の発行

【主な連携・支援機関】

県、市、中小企業支援団体、金融機関等

3-(2) 事業承継

【現状と課題】

経営者の高齢化と後継者不在の進行により、廃業が増加する恐れがあるなど、事業承継が課題となっています。

R7 アンケートによると、事業承継を考えている 105 社のうち、34 社（32.4%）は後継者が決まっていないとのことでした。

また、5 年以内に事業承継を考えている 40 社のうち、具体的な準備を進めていない事業者が 17 社（42.5%）という回答結果でした。

廃業などにより事業者の減少が進むと、地域経済全体の衰退に直結するため、後継者確保のための対策が必要です。

【取組の方向性】

経営者の早期の承継計画策定への支援と、後継候補者とのマッチングへの支援に取り組みます。

【主な取組】

①円滑な事業承継の促進

- ・事業承継に関する情報発信
- ・事業承継セミナーの開催
- ・事業承継相談窓口の開設
- ・事業承継事業計画書の策定支援
- ・事業承継に向けた専門家派遣（福岡県事業承継・引継ぎ支援センターと協力）
- ・外部後継者とのマッチング支援（福岡県事業承継・引継ぎ支援センターと協力）
- ・事業承継に係る費用の補助

【主な連携・支援機関】

国、県、市、中小企業支援団体、金融機関等

【成果指標】

項目	基準値(R6)	目標値(R12)
創業件数（商工会支援件数）	66件	72件
空き店舗の数（中心市街地）（注1）	46軒	40軒
事業承継件数（商工会把握分）	20件	25件

（注1）毎年、市独自で現地調査している筑前前原駅周辺の空き店舗数。

4. 災害等緊急時の事業継続及び回復に関する施策

【現状と課題】

R7 アンケートによると、事業継続計画（BCP）を策定している事業者は 12.6%（38 社）でしたが、BCP 自体を知らない事業者が 28.6%（86 社）ありました。

中小企業では、BCP を策定していない企業が多く、特に小規模事業者では、策定の必要性や手法が十分に理解されていない、策定していても、定期的な見直しや訓練を行っていない事業者が多いと考えられます。

しかし、サプライチェーンの一部が被災すると、自社の生産・営業も止まる恐れがあるほか、施設や設備の損壊、原材料や商品・備品の喪失により、事業再開が困難になることも考えられるため、事前に BCP を策定することが重要になります。

【取組の方向性】

災害リスクや BCP の必要性に対する認識を高める取り組みや緊急時に事業を継続するための資金調達を支援します。

【主な取組】

①事業継続計画（BCP）の策定支援

- ・ BCP に係る情報発信、経営指導員による相談対応
- ・ セミナーの開催、リスク予防診断・保険の見直し相談会等の実施

②緊急時の資金調達の支援

- ・ 日本政策金融公庫で融資を受けるための手続き仲介
- ・ セーフティネット保証制度利用のための認定

【主な連携・支援機関】

国、県、市、中小企業支援団体、金融機関等

【成果指標】

項目	基準値(R6)	目標値(R12)
事業継続計画（BCP）策定件数（商工会支援分）	9 件	21 件
BCP 策定に関するセミナー開催回数	1 回	10 回/累計

5. 中小企業間及び産業間の連携による経済循環に関する施策

【現状と課題】

事業環境の変化（人手不足、デジタル化、サプライチェーンの変動等）により、単独では対応が困難な課題が増加しています。

また、経営資源が乏しい中小事業者ほど、目先の経営に追われて時間や人員が割けないといった問題があります。

R7 アンケートによると、主な売上先・仕入先のいずれも、70%以上が糸島市および福岡市に集中しています。そのため、市外への販路拡大の余地があり、今後の市場展開が期待されます。

【取組の方向性】

販路開拓や新事業展開のためのマーケティング・展示会出展への支援や地域連携・異業種連携による新たな付加価値を持った商品開発等の促進を図ります。

【主な取組】

①地域資源活用の促進

- ・地元企業間取引のマッチング
- ・市内中小企業の商品・サービス等の紹介
- ・異業種交流会の開催
- ・中小企業支援団体等の連携強化
- ・地元資源（農畜水産物等）を活用した商品開発支援
- ・市内中小企業、金融機関、九州大学等との連携強化

②市民による地域内消費の促進

- ・プレミアム付き商品券事業の実施
- ・地産地消応援団の加入拡大及び加入店舗のPRの実施
- ・市内直売所や産直コーナーの充実等による糸島産品の販売・購入の活性化

③公共事業などの受注機会の増大

- ・入札における市内事業者への加点、条件緩和等

【主な連携・支援機関】

国、県、市、中小企業支援団体、金融機関、教育機関、大学等研究機関等

【成果指標】

項目	基準値(R6)	目標値(R12)
法人市民税決算	5.18 億円	5.42 億円
展示会に出展した件数（商工会支援分）	25 件	66 件/累計
市内直売所の売上高	62.3 億円	63.0 億円

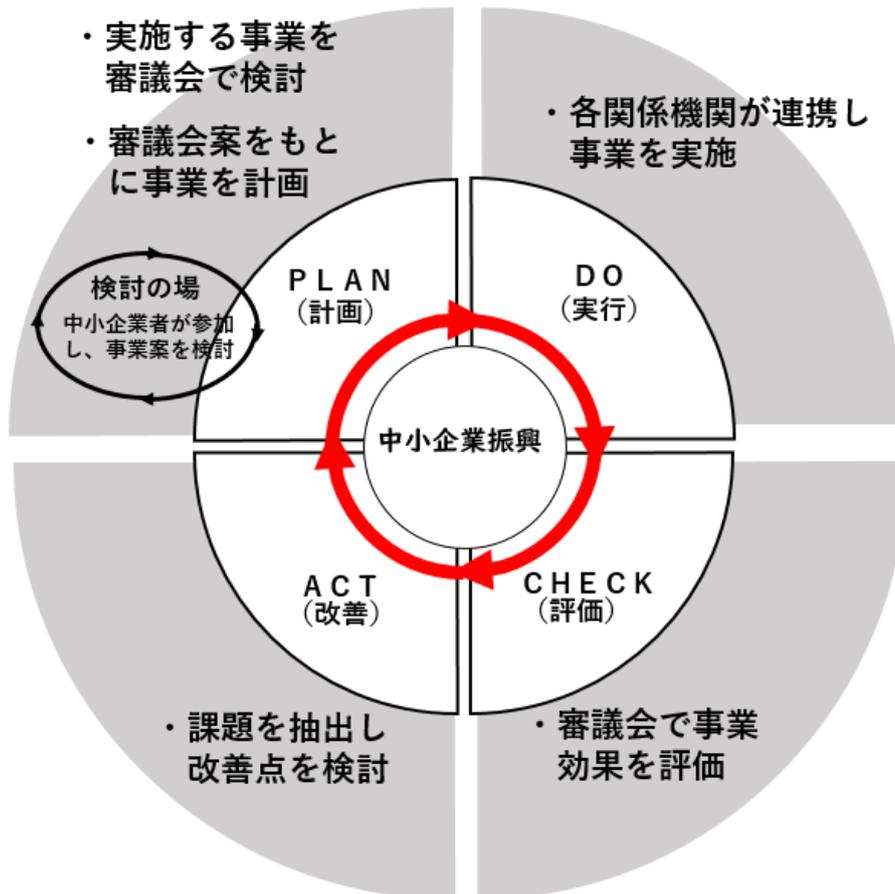
第5章 計画推進に向けて

1. 計画の進め方

本計画の推進に係る事業を中小企業振興審議会（以下「審議会」という。）で検討します。

中小企業者に寄り添った課題解決を図るため、次のとおり審議会にて提案を受け、各関係機関で事業を実施する体制とします。

- (1) 中小企業者等が参加する「検討の場」で事業案を検討
- (2) 審議会にて内容を検証し、実施する事業案を検討
- (3) 審議会案をもとに事業を計画
- (4) 各関係機関が連携し、事業を実施
- (5) 審議会にて事業効果进行评估
- (6) 課題を抽出し、改善策を検討



資料編

糸島市中小企業振興基本条例

玄界灘に面し、大陸からの新文化の玄関口として栄えた糸島は、古代から多くの人々がつどい、中国の史書「魏志倭人伝」に「伊都国」としてその名を残しています。この地は、縄文、弥生、古墳時代からの輝かしい歴史に加え、江戸時代に唐津街道の宿場町として栄えた時代を経て、人と豊かな自然の調和を図りながら発展してきました。

近年、自然の豊かさが再認識される中、多種多様な農林水産物やそれらを活用した産品が注目を集め、関連する産業の活性化や中小企業間・産業間の連携による地域経済の好循環が生まれています。また、九州大学を中心とする学術研究機関の知的資源や研究機能を活用した先端産業の集積や新産業の創出などの可能性を秘めています。

こうした糸島市の経済発展の基礎を築き原動力となってきたのは、市内の事業所の大多数を占める中小企業です。

中小企業は、事業の持続・発展に伴う雇用の創出や労働者所得の確保に寄与するとともに、市民生活の向上、地域コミュニティの担い手、災害時の対応など、本市のまちづくりに幅広く重要な役割を担っています。

しかしながら、就労人口の減少、若者の市外での就職、中小企業の後継者不足、災害等の頻発による事業継続の断念、急速な技術革新に伴うビジネス環境の変容など、中小企業は大きな変化の局面にあります。

このような局面にあるからこそ、中小企業の自主的な努力を基本としつつも、市は中小企業振興を重要政策として位置付け効果的な施策を実行し、中小企業支援団体等は中小企業の経営に実効性のある支援を提供し、教育機関は本市の中小企業の現状を知り次世代を担う者に伝え、市民は消費者として本市経済の一翼を担っていることを意識することによって、中小企業の持続的発展に一丸となって取り組むことが必要です。

ここに、中小企業の振興を図ることにより、地域に根付く中小企業を創出し、育成し、存続させ、さらに次世代に引き継ぐとともに、市民や市内で働く人たちが働くことへ生きがいを感じ、人生を豊かに過ごす持続可能なまちを実現するため、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、中小企業が本市の経済及びまちづくりにおいて重要な役割を果たしていることに鑑み、中小企業の振興について基本理念を定め、市の責務、中小企業者が努めるべき事項等を明らかにするとともに、中小企業の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、中小企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって本市経済の健全な発展及び市民生活の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者であつて、市内に事務所又は事業所(以下「事務所等」という。)を有するものをいう。
- (2) 小規模企業者 中小企業基本法第2条第5項に規定する小規模企業者であつて、市内に事務所等を有するものをいう。
- (3) 中小企業支援団体 商工会その他中小企業者に対する支援を行う団体をいう。
- (4) 金融機関等 銀行、信用金庫、信用協同組合その他の金融機関及び信用保証協会であつて、中小企業者に対する支援を行うものをいう。
- (5) 教育機関 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校及び同法第124条に規定する専修学校であつて、市内に所在するものをいう。
- (6) 大学等研究機関 学校教育法第1条に規定する大学その他研究開発を行う機関であつて、市内において研究開発を行うものをいう。
- (7) 大企業者 市内に事務所等を有する事業者のうち、中小企業者以外のものをいう。

(基本理念)

第3条 中小企業の振興は、中小企業者自ら経営の改善及び向上に努めるとともに、本市の農林水産物、多様な人材その他本市の特性を活かし、かつ、守りながら、中小企業者、国、県、市、中小企業支援団体、金融機関等、教育機関、大学等研究機関及び大企業者の相互連携並びに市民の協力を基本として推進されなければならない。

2 中小企業の振興は、中小企業一般に比して経営基盤がぜい弱な小規模企業者に配慮して推進されなければならない。

(市の責務等)

第4条 市は、前条に定める基本理念にのっとり、中小企業の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施しなければならない。

2 市は、中小企業の振興に関する施策の実施に必要な財政上の措置を講じるよう努めるものとする。

3 市は、中小企業の振興に関する施策を効果的に推進するため、中小企業者、国、県、中小企業支援団体、金融機関等、教育機関、大学等研究機関及び大企業者と密に連携するよう努めるものとする。

4 市は、中小企業の振興に関する施策を推進するため、研修及び人材交流を通じて、専門的知識及び経験を有する職員の育成に努めるものとする。

5 市は、工事の発注並びに物品及び役務の調達に当たっては、予算の適正な執行に留意しつつ、中小企業者の受注機会を増大するよう努めるものとする。

(中小企業者の努力)

第5条 中小企業者は、経済的社会的環境の変化に対応して、自主的に経営の改善及び向上に努めるものとする。

2 中小企業者は、地域における雇用の維持創出及び人材の育成並びに労働環境の整備に自主的に取り組むよう努めるものとする。

3 中小企業者は、その事業活動を通じて、地域の活性化並びに防災及び災害復興に資するよう努めるものとする。

4 中小企業者は、中小企業支援団体への加入に努めるとともに、市及び中小企業支援団体が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(中小企業支援団体の役割)

第6条 中小企業支援団体は、中小企業者の加入を促進し、中小企業者の経営の改善及び向上を図るための取組を積極的に支援するよう努めるものとする。

2 中小企業支援団体は、中小企業者及び地域の現状把握に努めるとともに、市が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するものとする。

(金融機関等の役割)

第7条 金融機関等は、中小企業者の資金需要に対する適切な対応並びに中小企業者の経営の改善及び向上に対する支援に努めるものとする。

2 金融機関等は、市内における創業に対し、積極的な支援に努めるものとする。

(教育機関等の役割)

第8条 教育機関は、キャリア教育を通じて、地域に貢献し次世代を担う人材の育成に努めるものとする。

2 大学等研究機関は、研究開発及びその成果の普及を通じて、中小企業の振興に努めるものとする。

(大企業者の役割)

第9条 大企業者は、その事業活動を通じて、中小企業の振興に協力するよう努めるものとする。

(市民の理解及び協力)

第10条 市民は、中小企業の振興が本市経済の健全な発展、雇用の創出及び市民生活の向上に寄与することの重要性を理解し、市内での消費行動その他の活動を通じて、中小企業の振興に協力するよう努めるものとする。

(基本施策)

第11条 市は、第3条に定める基本理念にのっとり、次に掲げる施策を実施するものとする。

- (1) 経営基盤の強化、経営の革新及び持続的な発展に関する施策
- (2) 人材の確保及び育成並びに労働環境の整備に関する施策
- (3) 創業及び事業承継に関する施策

- (4) 災害等緊急時の事業継続及び回復に関する施策
- (5) 中小企業間及び産業間の連携による経済循環に関する施策
(振興計画)

第12条 市長は、中小企業の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、中小企業の振興に関する計画を策定する。

(振興審議会)

第13条 この条例の適正な運営を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、糸島市中小企業振興審議会を置く。

2 糸島市中小企業振興審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(実施状況の公表)

第14条 市長は、中小企業の振興に関する施策の実施状況を公表するものとする。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

糸島市中小企業振興審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、糸島市中小企業振興基本条例（令和2年糸島市条例第27号。以下「条例」という。）第13条第2項の規定に基づき、糸島市中小企業振興審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 条例第11条に規定する施策に関すること。
- (2) 条例第12条に規定する計画に関すること。
- (3) その他市内の中小企業の振興に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 中小企業関係者
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 金融機関等関係者
- (4) 一般公募した市民
- (5) 市長が特に必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長それぞれ1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければこれを開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会において必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、経済振興部商工振興課において処理する。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(任期の特例)

2 この規則の施行の日以後最初に委嘱された審議会の委員の任期は、第4条第1項本文の規定にかかわらず、令和5年3月31日までとする。

附 則 (令和4年3月25日規則第7号)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

糸島市中小企業振興審議会委員

令和8年3月31日現在

氏名	機関・団体名	選出区分	備考
大館 照光	糸島市商工会 会長	中小企業関係者	令和8年2月 まで
中原 理臣	(株)イトキュー 代表取締役社長	中小企業関係者	
吉田 恵美子	アイスタイルエステート 代表	中小企業関係者	
平川 祐二	(一社)福岡県中小企業家 同友会糸島支部	中小企業関係者	
福島 良治	いとしまちカンパニー合同会社 代表社員	中小企業関係者	
尾崎 恭子	(一社)ママトコロボ 代表理事	中小企業関係者	
酒見 勇次	福岡県福岡中小企業振興事務所 所長	中小企業関係者	
安武 美歩	(一社)福岡県中小企業 診断士協会	学識経験者	
大城 悦徳	福岡県社会保険労務士会	学識経験者	
津川 健	糸島金融協会会長 (福岡銀行糸島支店長)	金融機関等関係者	
小河 英子	福岡西公共職業安定所 次長	市長が特に必要と 認める者 (雇用関係)	
鬼東 佳苗	糸島市中学校校長会 (二丈中学校 校長)	市長が特に必要と 認める者 (教育機関)	
永濱 晋一郎		一般公募した市民	令和8年2月 まで
安丸 雄介		一般公募した市民	

前計画（第1次）事業の実施状況

1. 経営基盤の強化、経営の革新及び持続的な発展に関する施策

◎成果指標

項目	基準値 R1年度	R3年度	R4年度	R5年度	現状値 R6年度	目標値 R7年度
法人市民税決算	4.19億円 (H30)	4.21億円	3.98億円	4.62億円	5.18億円	4.25億円
市内総生産額	2,287億円 (H29)	2,283億円 (R1)	2,314億円 (R2)	2,351億円 (R3)	2,438億円 (R4)	2,400億円
経営革新計画承認事業者数	19件	28件	18件	13件	7件	25件

	主な取組	事業内容
(1) 経営基盤の強化		
1. 相談及び指導の充実	○中小企業の経営に関する窓口相談	<ul style="list-style-type: none"> 経営全般（経営・金融・税務・労務・販路開拓・情報化・共済等）にわたる窓口相談（商工会） 中小企業振興センター（県） グローバルコネクト福岡（県） 中小企業基盤整備機構（国）
	○中小企業の経営に係る巡回指導	<ul style="list-style-type: none"> 経営全般（経営・金融・税務・労務・販路開拓・情報化・共済等）にわたる巡回指導（商工会） バースデー訪問事業（商工会）
	○支援情報の積極的な周知	<ul style="list-style-type: none"> 国や県の相談窓口の情報提供（商工会、市） 広報紙による情報発信（市） 公式LINEによる情報発信（市） メールマガジンによる情報発信（商工会）
2. 学習機会の充実	○事業計画や経営理念の策定のための講座	<ul style="list-style-type: none"> 経営指針書策定セミナー（商工会） 補助金・助成金活用セミナー（商工会）
	○中小企業経営者による経営体験の紹介	<ul style="list-style-type: none"> 経営体験発表会（同友会） 業績向上セミナー（商工会）
3. 円滑な資金調達の支援	○金融機関との連携による融資の支援	<ul style="list-style-type: none"> 日本政策金融公庫で融資を受けるための手続き仲介（商工会）

		<ul style="list-style-type: none"> ・福岡県制度中小企業融資の斡旋（商工会、指定金融機関） ・一日公庫「個別融資相談会」（商工会）
	○金融機関の融資に対する 利子補給支援	<ul style="list-style-type: none"> ・利子補給助成事業補助金（商工会、市） ・創業支援資金利子補給補助金（商工会、市）
	○国や県などの支援制度の 情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ・窓口、ホームページ等での情報提供（商工会、市）
（２）経営の革新		
1. 新商品及び新サービスの開発促進	○新商品及び新サービスの開発に係る費用への助成	<ul style="list-style-type: none"> ・がんばる中小企業者応援補助金（市） ・経営強化専門家活用補助金（市） ・経営革新賃上げ環境整備緊急補助金（県）
2. 生産性向上の促進	○設備導入に係る税制支援	<ul style="list-style-type: none"> ・先端設備導入計画に基づく税制支援（市） ・九州大学連携地域における固定資産税の特例制度（市）
	○国や県などの支援制度の 情報提供・利用支援	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模事業者持続化補助金（国） ・ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金（国） ・業務改善助成金（国） ・生産性向上支援センター（県） ・DX人材育成・確保促進事業（県） ・中小企業振興センター専門家派遣（県） ・福岡県よろず支援拠点（国）
3. 情報通信技術（ICT）の活用支援	○国や県などの制度利用者の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・IT導入補助金（国） ・ITに関する専門家派遣事業（商工会、よろず支援拠点） ・戦略的CIO育成支援事業/IT経営簡易診断[(独)中小企業基盤整備機構] ・国や県の制度利用者への情報提供（商工会、市）
	○ICT活用講座の開催	<ul style="list-style-type: none"> ・DX推進セミナー（商工会） ・テレワークのための勉強会（糸島市）

		<ul style="list-style-type: none"> テレワークセンター) 働きたい女性のためのデジタルワーク講座 (市)
	○その他	<ul style="list-style-type: none"> 福岡県商工会連合会デジタル応援隊 (商工会) プレミアム付電子商品券「いとしまPay」の発行 (商工会、市)
4. 販路開拓の促進	○商談会の開催	<ul style="list-style-type: none"> ITOSHIMA いいもの出展事業 (展示販売会・商談会開催・参加) (商工会)
	○マーケティング能力の向上への支援	<ul style="list-style-type: none"> 販路拡大セミナー&個別相談会 (市、商工会) ライブコマースを活用した販路開拓セミナー (商工会)
	○ふるさと応援寄付制度への出品促進	<ul style="list-style-type: none"> ふるさと納税・出品活用セミナー (商工会、市)
	○その他	<ul style="list-style-type: none"> 小規模事業者持続化補助金 (国) いとしま応援プラザ運営事業 (市) 福岡デザインアワード (福岡県産業デザイン協議会) DoCORE (どおこれ) ふくおか商工会 ショップ (商工会)
(3) 持続的な発展		
1. 中小企業振興に関する意識高揚		<ul style="list-style-type: none"> 勉強会 (商工会、中小企業家同友会) 人材活性化プロジェクト

2. 人材の確保及び育成並びに労働環境の整備に関する施策

◎成果指標

項目	基準値 R1年度	R3年度	R4年度	R5年度	現状値 R6年度	目標値 R7年度
市内で就業している人の割合	52.1%	52.1%	54.3%	—	—	55%
企業誘致件数 (H22～R7の累計)	13件	17件	19件	20件	20件	16件
有効求人倍率 (福岡西)	0.64倍	0.56倍	0.59倍	0.59倍	0.53倍	0.70倍

	主な取組	事業内容
(1) 人材の確保及び育成		
1. 事業活動を担う人材の確保	○人材確保のための面談会の開催	<ul style="list-style-type: none"> ・就職面談会（商工会、ハローワーク、市） ・高校生を対象とした企業講演会（糸島農業高校、玄洋高校）（市） ・福祉の仕事セミナー&会社説明会（ハローワーク） ・女性のための合同会社説明会&就職支援セミナー（県）
	○就職のための情報発信	<ul style="list-style-type: none"> ・糸島市公式就職支援 WEB サイトの運営（市） ・シニア活躍ステーションはっする（市） ・国や県の制度利用者への情報提供（商工会、市）
	○就労のための講座の開催	<ul style="list-style-type: none"> ・女性向け就労支援セミナー（市） ・福岡県外国人材受入企業講習会（県） ・就職支援セミナー（国） ・就職活動実践セミナー（県） ・再就職支援セミナー（県）
	○技術・技能を指導できる人材の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・プロフェッショナル人材センター（県） ・副業プロ人材活用のための伴走支援事業（市、商工会）
	○その他	<ul style="list-style-type: none"> ・糸島市ふるさとハローワークの共同運営（市、ハローワーク） ・障がい者の就労支援（市） ・雇用関係助成金（国） ・ママと女性の就業支援センター（県） ・若者就職支援センター（県） ・中高年就職支援センター（県） ・生涯現役チャレンジセンター（県） ・㈱タイミーと連携したスポット雇用促進事業（市） ・大学生等インターンシップ事業（市）

2. 事業活動を担う人材の育成	○キャリア教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・キャリアパスポートの活用（市） ・起業家教育（市）市内全中学校で実施 ・子育て女性の再就職セミナー（市） ・ママライター育成講座
（２）労働環境の整備		
1. 就労しやすい環境の整備	○多様な働き方の提案	<ul style="list-style-type: none"> ・糸島市テレワークセンターの運営（市） ・ホームページでの「糸島しごと」の魅力発信（市） ・働き方改革推進支援センター（国）
	○多様な働き方のための講座の開催	・テレワークのための勉強会（糸島市テレワークセンター）
	○保育環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・幼児保育施設整備への支援（市） ・幼児保育の無償化（市） ・放課後児童クラブの設置（市） ・ファミリー・サポート・センター事業（国）
	○国や県の制度利用者への情報提供	・窓口、ホームページ等での情報提供（商工会、市）
2. 企業立地及び産業集積の促進	○産業団地の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・産業団地整備事業（市） ・雇用奨励金（市）
	○誘致企業への税制支援	<ul style="list-style-type: none"> ・誘致施設に係る固定資産税の課税免除（市） ・ホテル及び旅館に係る固定資産税の特例（市）
	○その他	・糸島サイエンス・ヴィレッジ構想

3. 創業及び事業承継に関する施策

◎成果指標

項目	基準値 R1年度	R3年度	R4年度	R5年度	現状値 R6年度	目標値 R7年度
創業件数（商工会支援件数）	44件 (H30)	48件	82件	73件	66件	72件
空き店舗の数 (中心市街地)	54軒 (H30)	59軒	57軒	55軒	46軒	47軒

	主な取組	事業内容
(1) 創業		
1. 未来を担う企業の創出と育成	○創業に係る相談窓口の設置	・創業に係るワンストップ窓口の設置（商工会、市） ・いとしま応援プラザの運営（市）
	○創業のための情報発信	・窓口、ホームページ等での情報提供（商工会、市） ・女性起業支援プラットフォーム Bloom 福岡による情報発信（県）
	○創業のための講座の開催	・創業機運醸成セミナー（商工会、市） ・創業塾（商工会、市課） ・資金調達セミナー＋個別相談会（金融機関、商工会）
	○創業者のフォローアップ	・創業者サロン（商工会、市）
	○創業者のネットワークづくりへの支援	・オープンコミュニティスペース「みんなの」での創業支援
	○まちなか未利用スペースの利用促進	・地域循環型創業支援補助金（リフォーム補助金）（商工会、市）
	○その他	・福岡よかところビジネスプランコンテスト（県） ・学生アイディア社会実装補助金（市）
2. 創業に必要な資金の円滑な供給	○創業資金に対する補助	・福岡よかところ起業支援金（県） ・小規模事業者持続化補助金（国）
	○創業資金の融資に対する利子補給支援	・創業支援資金利子補給補助金（商工会、市）
	○その他	・新規開業・スタートアップ支援資金（県） ・日本政策金融公庫で融資を受けるための手続き仲介（商工会）
(2) 事業承継		
1. 円滑な事業承継の促進	○事業承継のための講座の開催	・事業承継セミナー（商工会）
	○事業承継に係る費用への助成	・事業承継・M&A 補助金（国） ・事業承継実現（経営改善事業）補助金（県）
	○事業承継計画の策定支援	・事業承継診断（商工会）
	○後継者の育成	・中小企業大学校（中小企業基盤整備機構）

		・商工会青年部、壮青年部、青年会議所等
	○外部後継者とのマッチング	・事業承継・引継ぎ支援センター（中小企業基盤整備機構）
	○事業承継に向けた専門家の派遣	・事業承継・引継ぎ支援センター（中小企業基盤整備機構）
	○その他	・国や県などの制度利用者への情報提供（商工会、市）

4. 災害等緊急時の事業継続及び回復に関する施策

◎成果指標

項目	基準値 R1年度	R3年度	R4年度	R5年度	現状値 R6年度	目標値 R7年度
事業継続計画（BCP）策定件数	0件	0件	2件	9件	9件	10件

	主な取組	事業内容
1. 事業継続計画（BCP）の策定支援	○事業継続計画（BCP）に係る情報発信	・市ホームページでの情報発信（市）
	○事業継続計画（BCP）に係る講座の開催	・BCP策定セミナー（商工会）
2. 緊急時の資金調達の支援	○金融機関等からの融資を受けるための支援	・日本政策金融公庫で融資を受けるための手続き仲介（商工会） ・セーフティネット保証制度利用のための認定（市） ・緊急経済対策資金（県）
3. 災害発生時の情報収集	○金融機関等からの融資を受けるための支援	・商工災害システム（商工会・市）

5. 中小企業間及び産業間の連携による経済循環に関する施策

◎成果指標

項目	基準値 (H27年度)	最新値 (H30年度)	目標値 (R7年度)
地域経済循環率	60.3%	62.4%	70.0%

	主な取組	事業内容
1. 地域資源活用の促進	○市内中小企業の商品・サービス等の紹介	・糸島市商工会の会員紹介サイト「イトスキ」 ・糸島市観光協会の情報サイト「つなが糸島」
	○地元企業間取引のマッチング	・糸島食のわくわく協議会（市） ・事業者向けプレミアム付き商品券（商工会、市）
	○異業種交流会の開催	・新春交流会（商工会）
	○中小企業支援団体等の連携強化	・地域連携にぎわい創出事業補助金（市）
	○地元資源を活用した商品開発への費用助成	・がんばる中小企業者応援補助金【農商工連携】（市）
	○農林水産業者や教育研究機関との連携による、地域資源を生かした商品開発	・協定大学等課題解決型研究（市） ・組織対応型連携研究（市）
2. 市民による地域内消費の促進	○市内中小企業の商品・サービス等の紹介	・プレミアム付き地域商品券（商工会、市） ・地産地消応援団（市） ・直売所活性化事業（市）
3. 公共事業などの受注機会の増大	○市内事業者への優遇	・入札における市内事業者への加点、条件緩和（市）

中小企業者実態調査アンケート結果 (概要版)

調査実施者：糸島市 経済振興部 商工振興課

協力者：糸島市商工会

調査対象：市内の中小企業事業者（市HP、商工会会報）

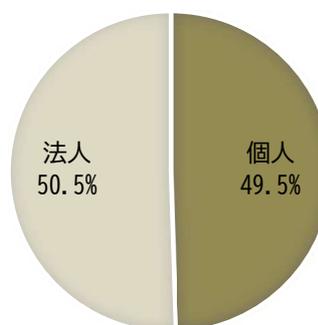
調査期間：令和7年4月～5月

回答件数：301件

今回の調査は、糸島市中小企業振興基本条例に基づく、第2次糸島市中小企業振興基本計画の策定に向け、中小企業の現状を把握するためにアンケートを実施しました。

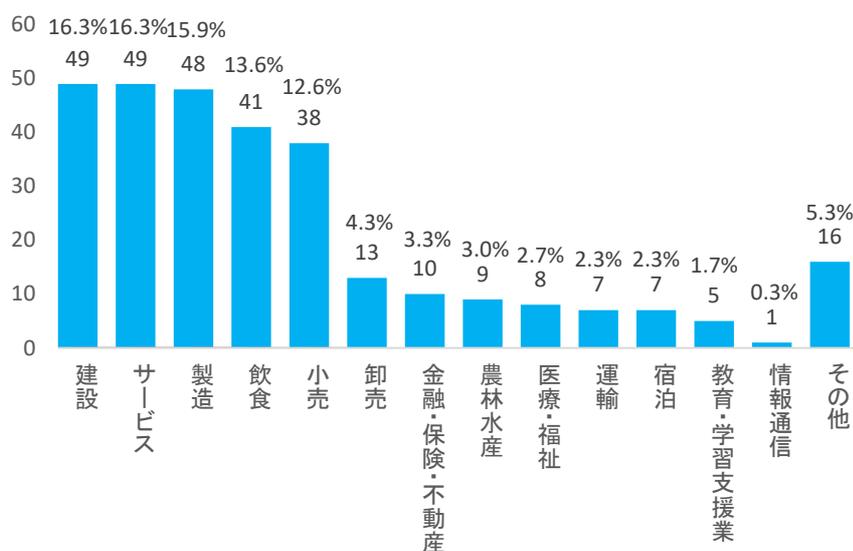
1 個人・法人の別

全体	個人	法人
301	149	152
100(%)	49.5%	50.5%

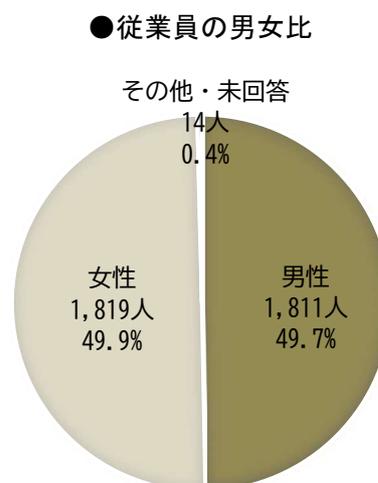
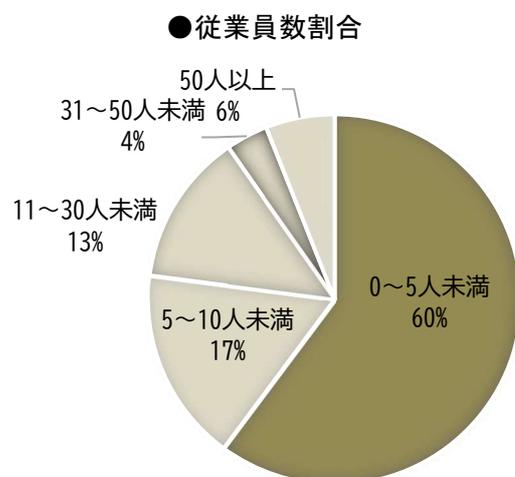


2 主たる業種

全体	建設	サービス	製造	飲食	小売	卸売	金融・保険・不動産
301	49	49	48	41	38	13	10
100(%)	16.3%	16.3%	15.9%	13.6%	12.6%	4.3%	3.3%
	農林水産	医療・福祉	運輸	宿泊	教育・学習支援業	情報通信	その他
	9	8	7	7	5	1	16
	3.0%	2.7%	2.3%	2.3%	1.7%	0.3%	5.3%

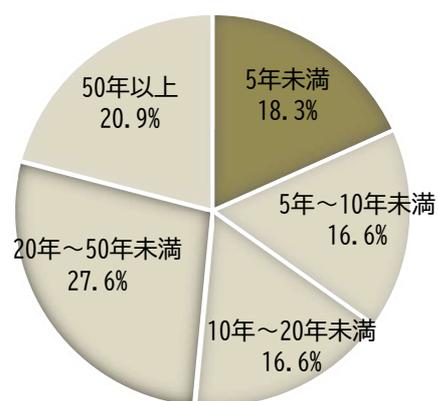


3 従業員数

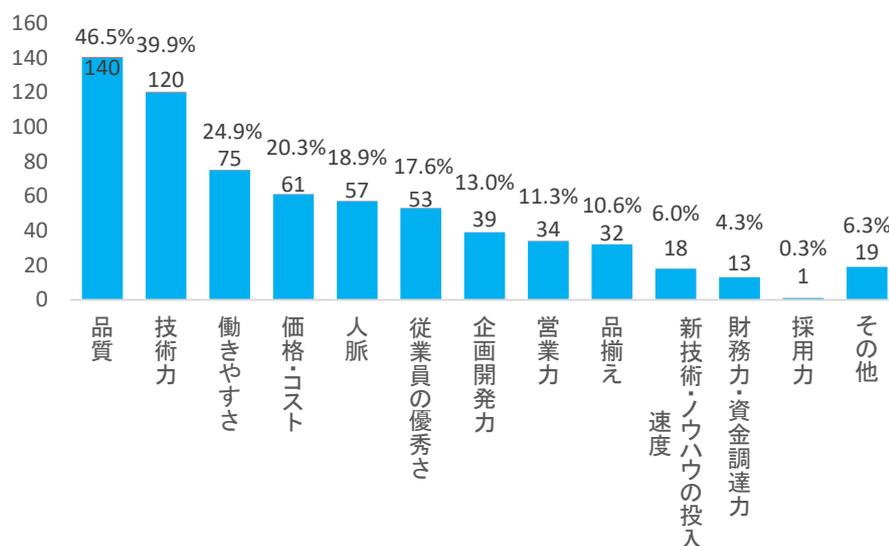


4 事業継続年数

全体	5年未満	5年～10年未満
301	55	50
100(%)	18.3%	16.6%
10年～20年未満	20年～50年未満	50年以上
50	83	63
16.6%	27.6%	20.9%

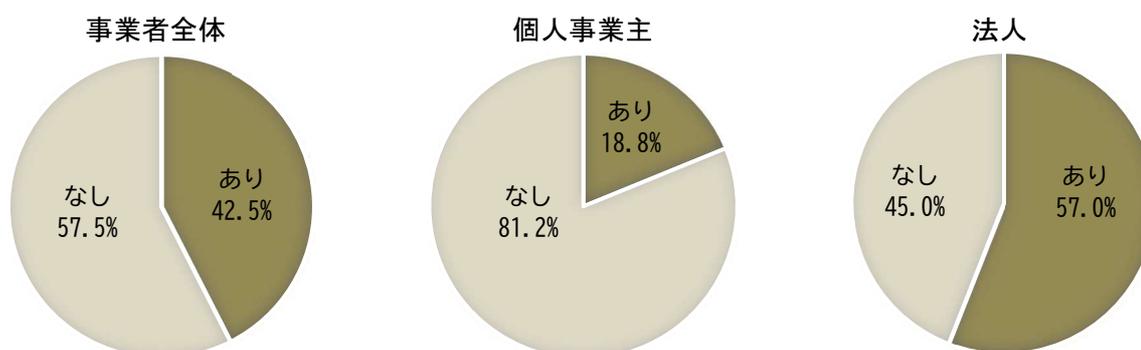


5 自社の強みは何ですか（回答数 662 複数回答）

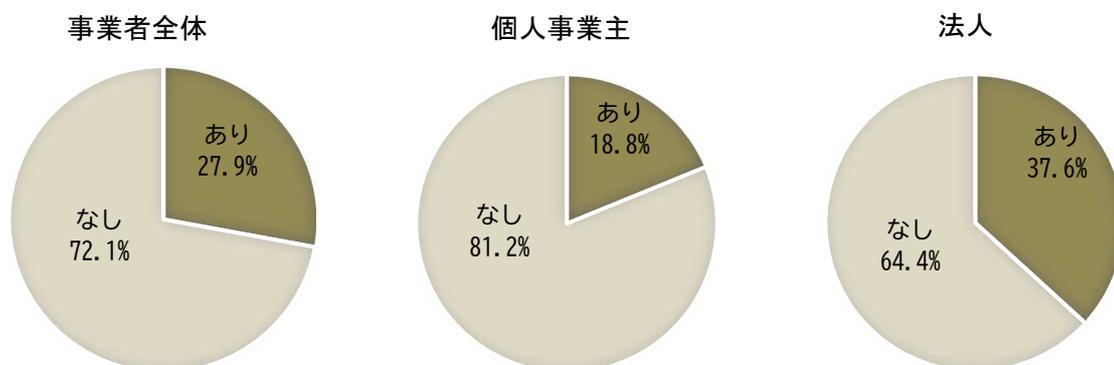


自社の強みについては、「品質」、「技術力」という回答が多かったです。続いて「働きやすさ」や「価格」となっており、令和3年に実施した調査と大差ない結果となっています。自社の強みをどう考えるかは、現状把握において大事な点となります。

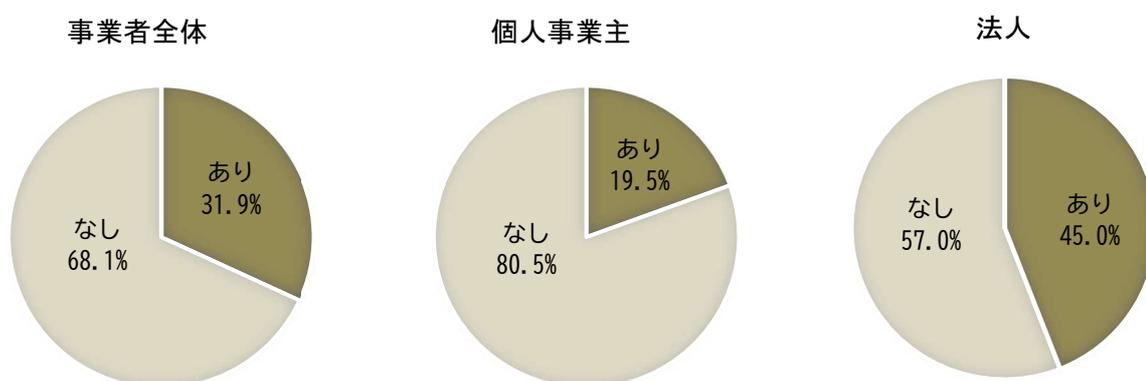
6 企業理念はありますか（回答数 301 個人事業主 149 法人 152）



7 経営ビジョンはありますか (回答数 301 個人事業主 149 法人 152)



8 事業計画はありますか (回答数 301 個人事業主 149 法人 152)



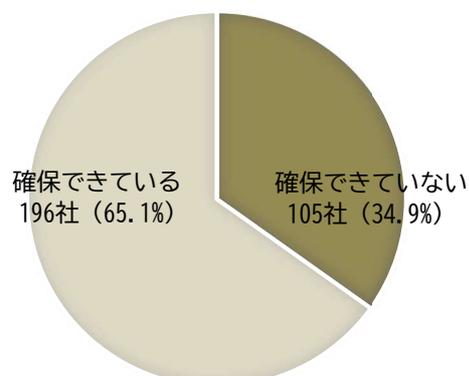
9 就業規則はありますか (回答数 301 個人事業主 149 法人 152)



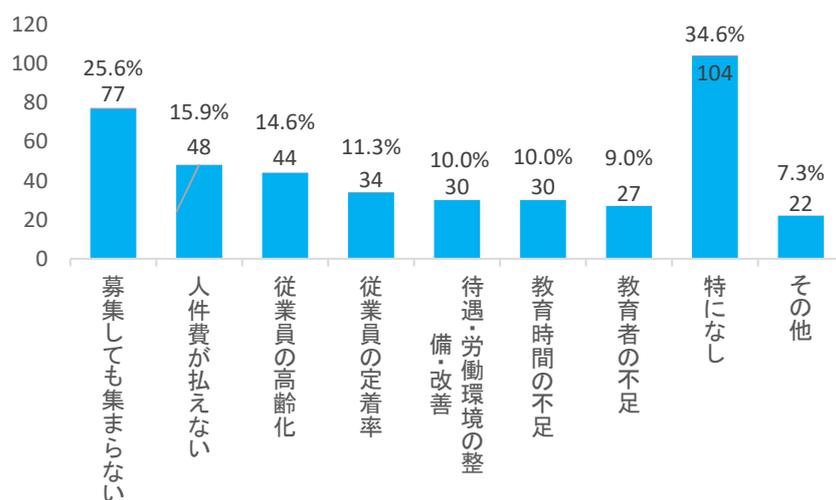
6～9までの全ての項目において、「なし」と回答した事業者が多かったです。「あり」と回答したのは、法人、個人事業主の別で見ると、法人の方が上回っています。

なお、全ての項目を策定しているのは30社で、29社が法人、1社が個人事業主です。

10 人材の確保はできていますか (回答数 301 個人事業主 149 法人 152)

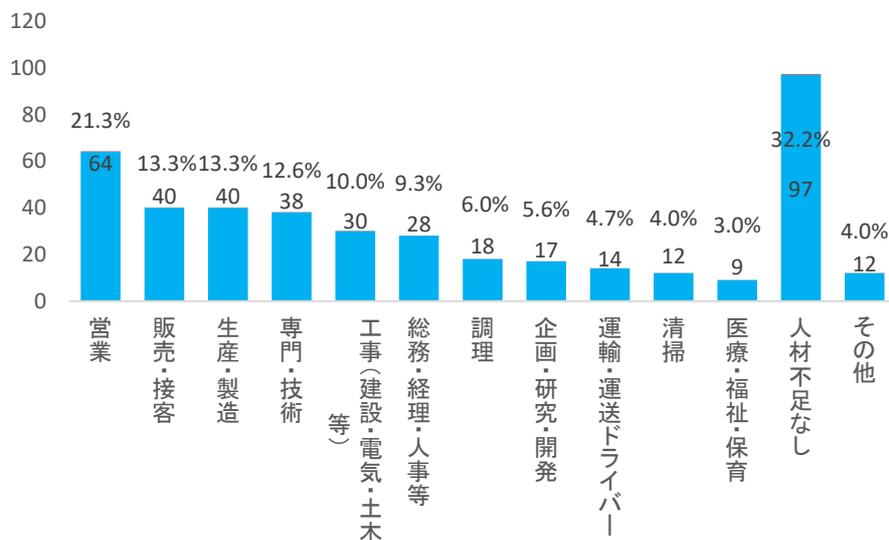


11 人材の確保における課題は何ですか (回答数 416 (複数回答可))



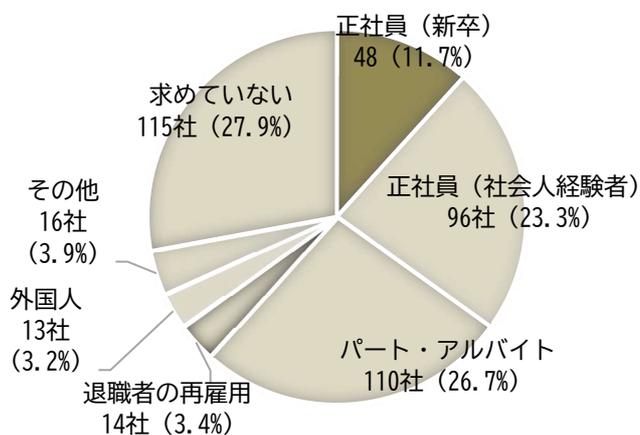
人材の確保における課題で最も多かった回答は「募集しても集まらない (25.6%)」、次に「人件費が払えない (15.9%)」、「従業員の高齢化 (14.6%)」の順でした。全体の66%の事業者が人材確保・定着等について、さまざまな課題を抱えています。

12 不足している人材の分野を教えてください (回答数 416 複数回答可)



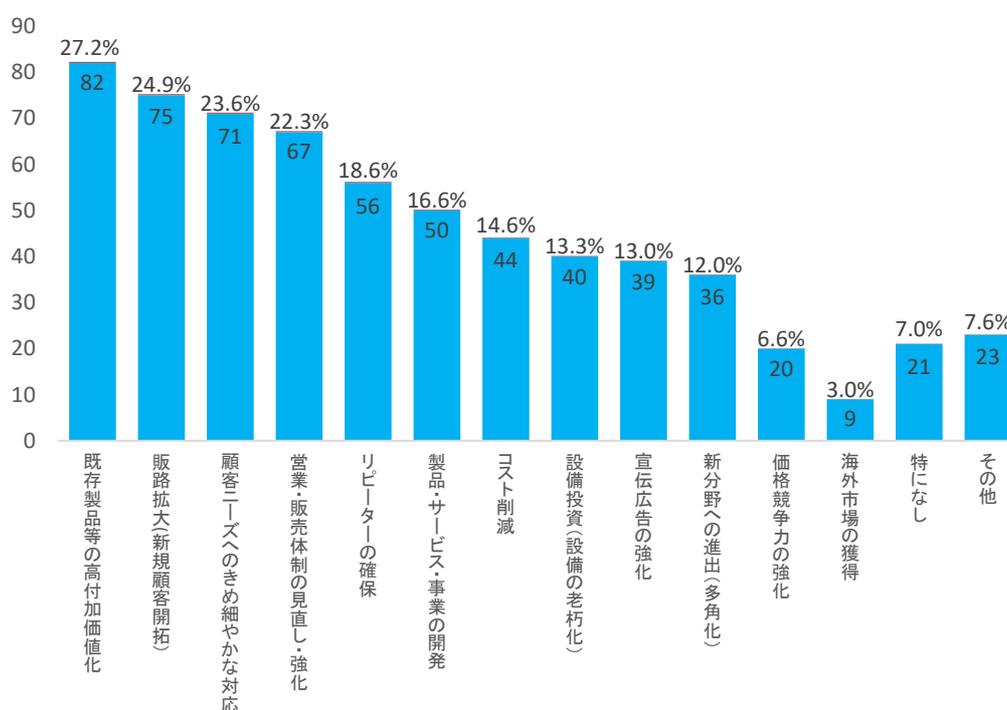
不足している人材の分野については、32%の事業者が「不足なし」と回答しています。しかし、「営業」「販売」「生産」など売りに直結する分野については、令和3年調査と同様不足しているという回答が多くあっています。

13 どのような人材を求めていますか (回答数 301)

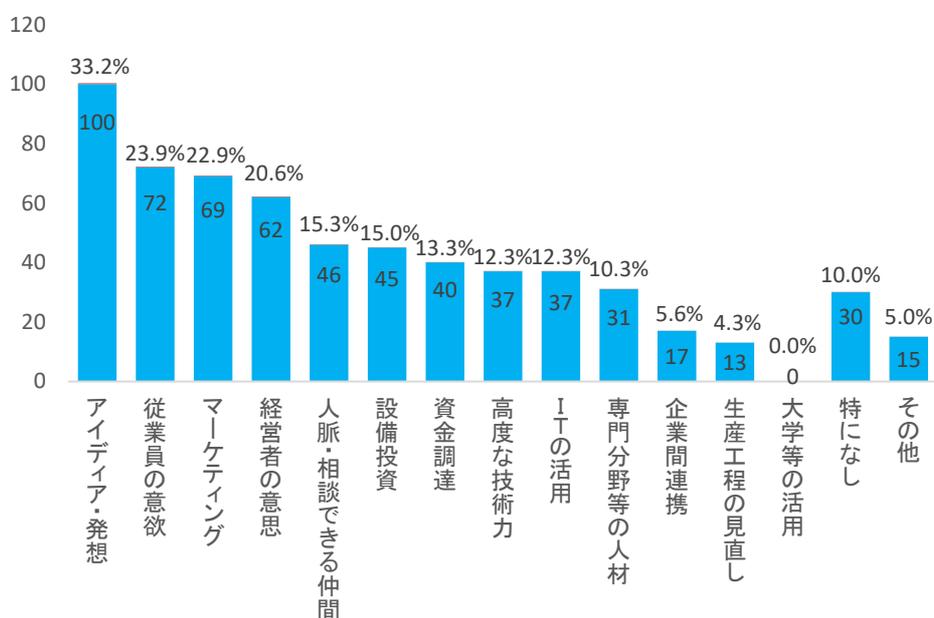


新卒及び社会人経験者の正社員が35%、続いてパート・アルバイトの順で雇用を考えているという結果となっています。

14 収益を上げるために課題となっていることは何ですか (回答数 633 複数回答可)



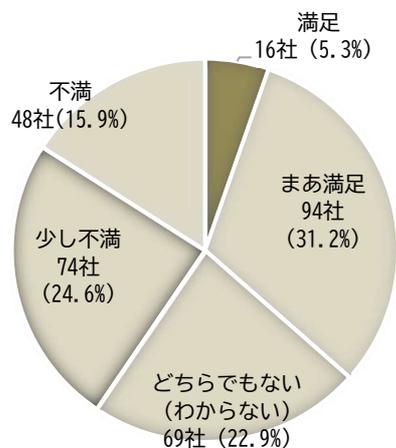
15 課題を解決するには、何が必要ですか (回答数 614 複数回答可)



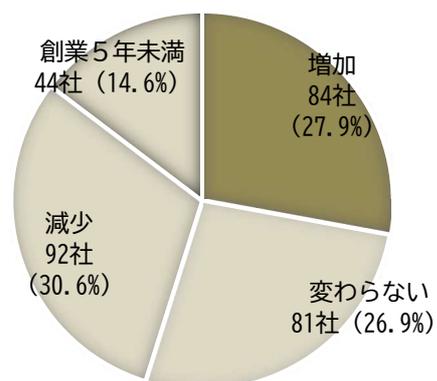
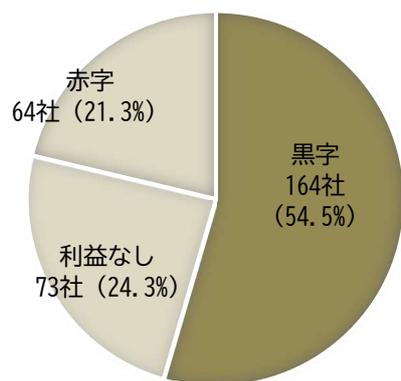
収益を上げるための課題は、「既存製品等の高付加価値化」「販路拡大」「顧客ニーズへの対応」などが上位となっています。

課題の解決のためには、「アイデア・発想」のほか、「従業員の意欲」「マーケティング」などが上位となっており、総じて人材に関するものが多いと考えられます。

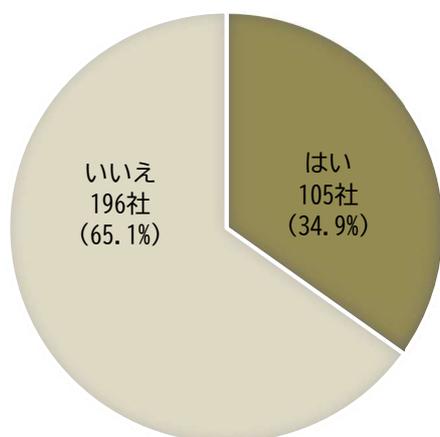
16 現在の経営に満足していますか (回答数 301)



17 前期と比較した経常利益 (回答数 301) 18 5年前と比較した経常利益 (回答数 301)

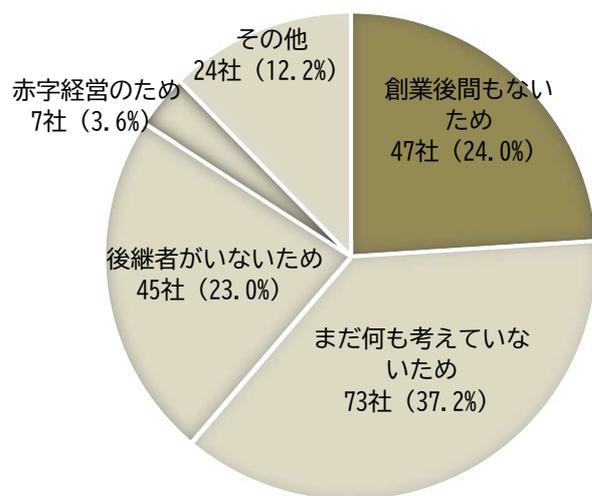


19 事業承継を考えていますか (回答数 301)



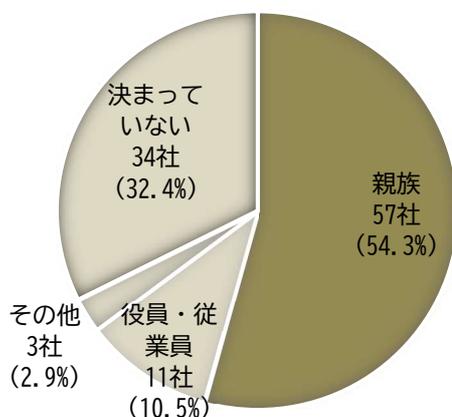
(19で「いいえ」と回答した事業者) (回答数 196)

20 その理由はなんですか

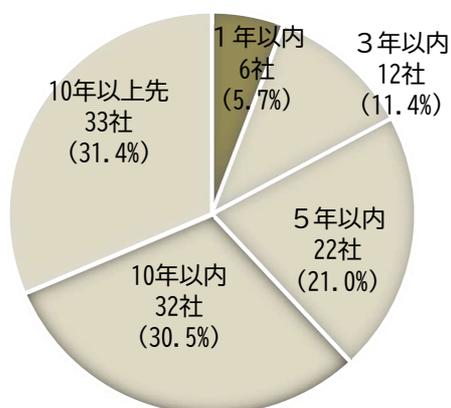


(19で「はい」と回答した事業者) (回答数 105)

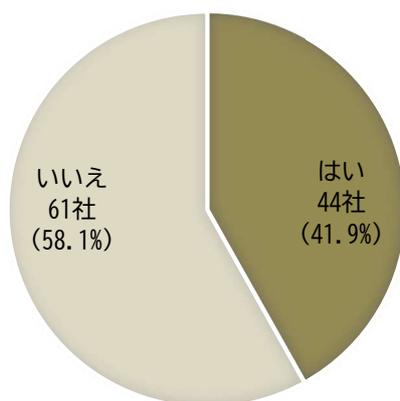
21 後継者は決まっていますか



22 事業承継はいつ頃予定していますか



23 具体的な準備を進めていますか



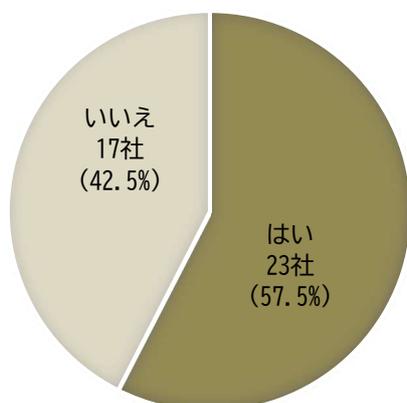
承継を考えている事業者のうち、67%が後継者を決めているという回答でした。

また、5年以内に承継を考えている事業者の57%が具体的な準備を進めています。

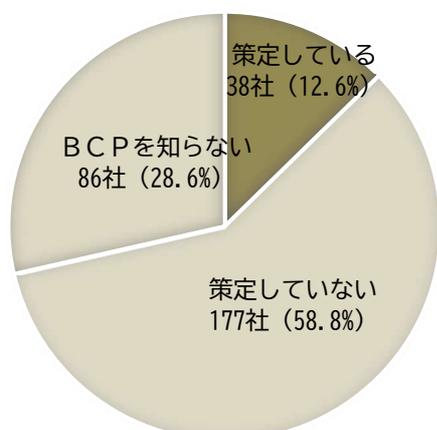
後継者への移行には時間を要することが考えられることから、早期に取り組むよう周知を図る必要があります。

(22で「5年以内」と回答した事業者) (回答数 40)

24 具体的な準備を進めていますか



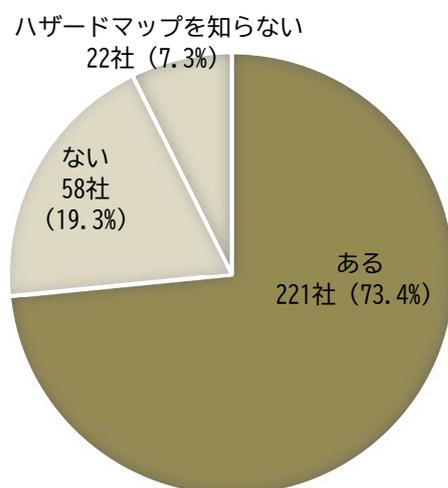
25 BCP※は策定していますか (回答数 301)



※BCP=事業継続計画とは、大規模災害、疫病の蔓延、テロ等の緊急事態が起きた時に、事業の遅延を最小限に抑えるため、災害対策に加えて、生産やサービスの継続等に必要な対応策を事業者ごとに定めた計画。

BCPを策定している事業者は、わずか38社(13%)にとどまっています。なお、38社のうち、11社が個人事業主で、27社が法人でした。

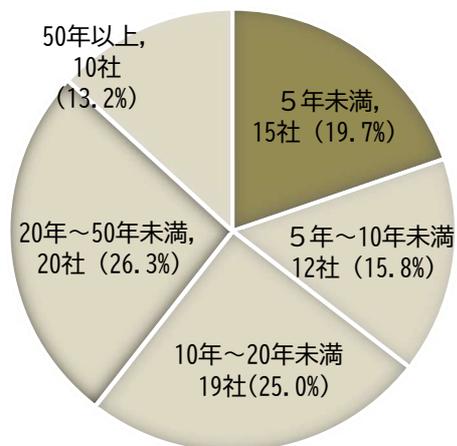
26 自社エリアのハザードマップを確認していますか (回答数 301)



自分の会社が所在するエリアのハザードマップは、7割を超える事業者が確認していると回答しています。しかし、26%以上が「ない」、「ハザードマップを知らない」と回答しており、前問(25)のBCPの策定状況と合わせると

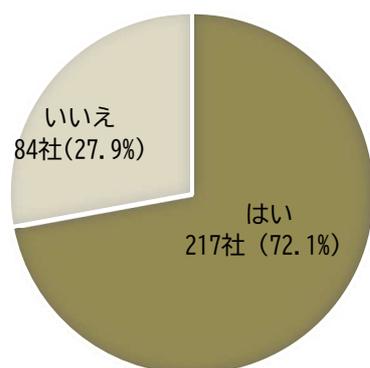
- ・ BCP 未策定+ハザードマップを見たことが無い 36社
- ・ BCP 未策定+ハザードマップを知らない 5社
- ・ BCP 知らない+ハザードマップを見たことが無い 18社
- ・ BCP 知らない+ハザードマップを知らない 17社 となりました。

27 前問(26)で抽出した 76 社の事業継続年数

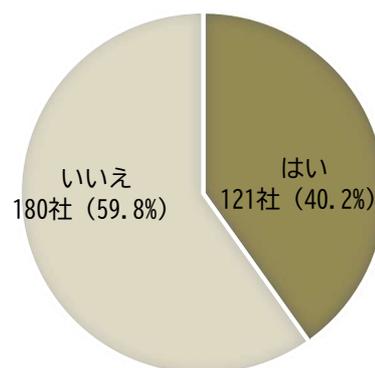


BCP やハザードマップ等、防災関係の計画などについては、事業継続年数に関係ない課題と考えられるため、分け隔てない取組が必要となっています。

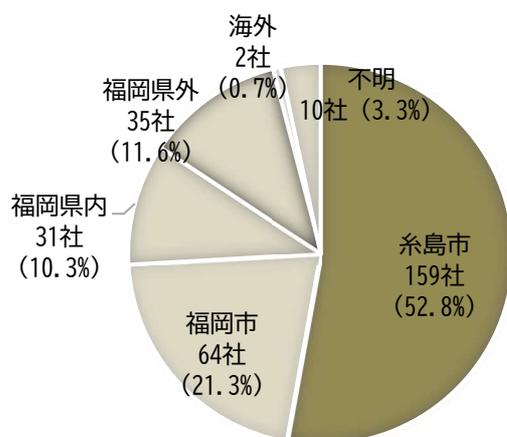
28 糸島市在住者を積極的に採用したいですか (回答数 301)



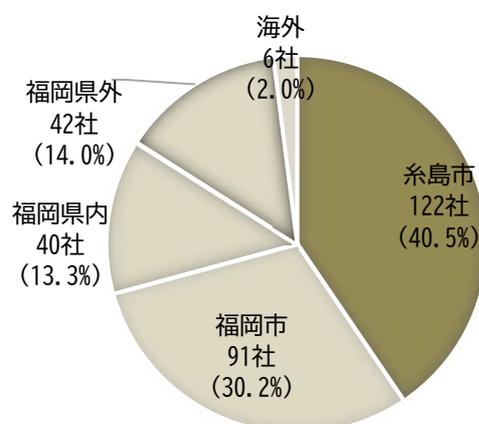
29 子育て経験者、介護経験者を積極的に採用したいですか (回答数 301)



30 主な売上先はどこですか (回答 301)



31 主な仕入先はどこですか (回答 301)



第2次糸島市中小企業振興基本計画